

令和7年2月定例会

# 総務常任委員会説明資料

( 令和7年度当初予算 )

知事 公室  
総企 画 務 興 部  
出 事 振 納 局  
人 委 員 会 事 務 局  
監 査 委 員 会 事 務 局  
議 会 事 務 局

## 令和7年度当初予算の概要

### I 予算編成の基本的な考え方

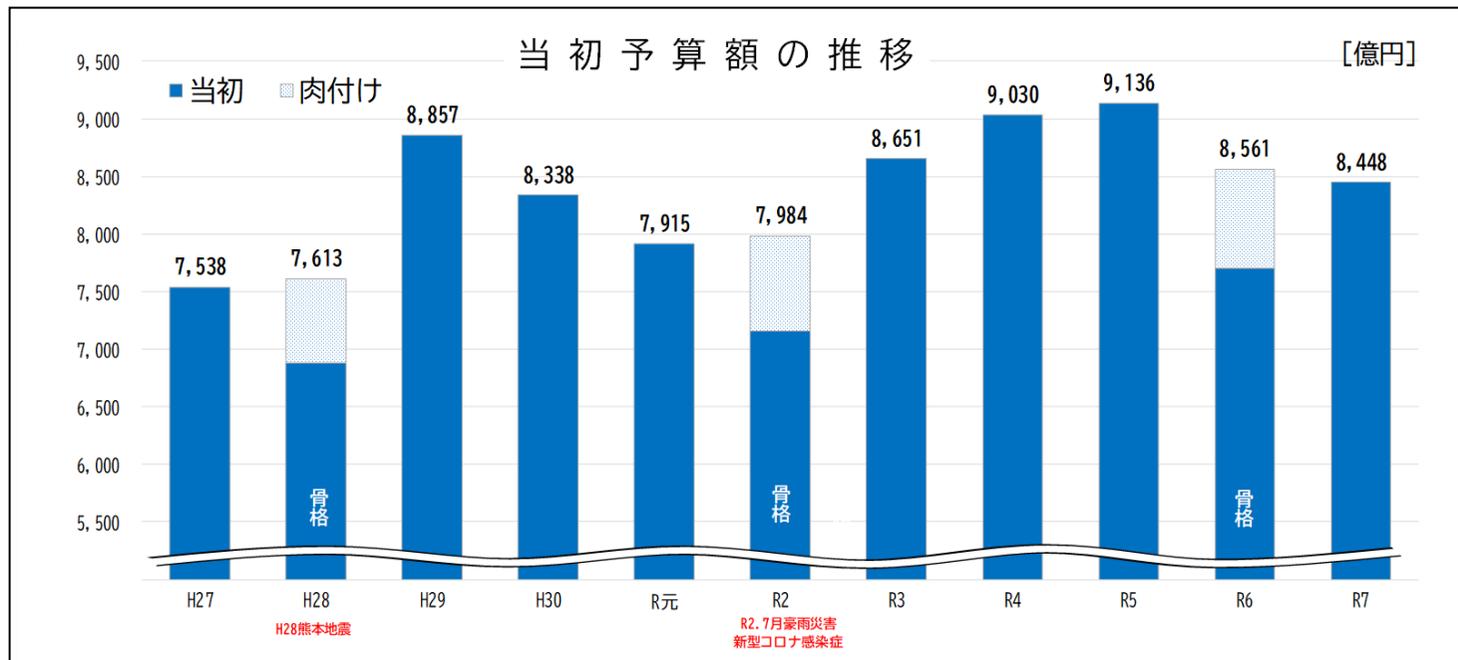
令和7年度は、新たに策定した「くまもと新時代共創基本方針（令和6年12月策定）」を踏まえ、全庁一丸となり熊本県の飛躍に向けて挑戦し、県民の皆様と共に「くまもと新時代」を創っていくことを目指し、各分野の施策を力強く推進、あるいは加速する事業について計上した。

### II 当初予算の規模

#### ○ 一般会計当初予算の規模 8,447億97百万円

当初予算の規模は、前年度比113億52百万円の減（▲1.3%）となる。

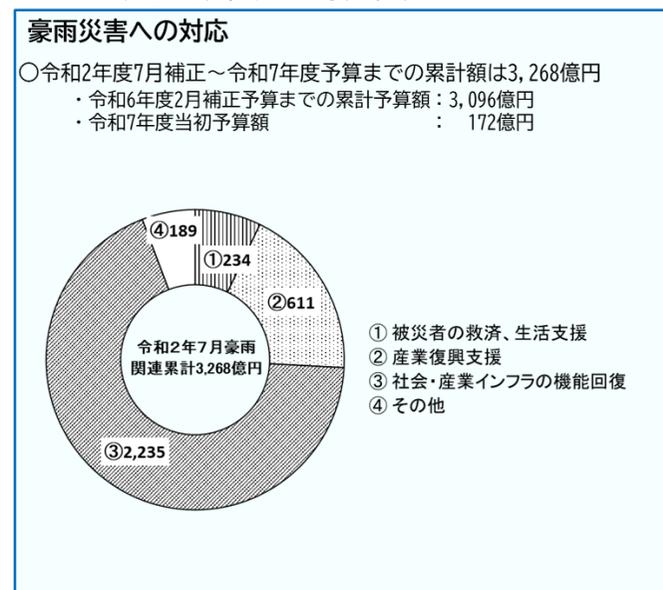
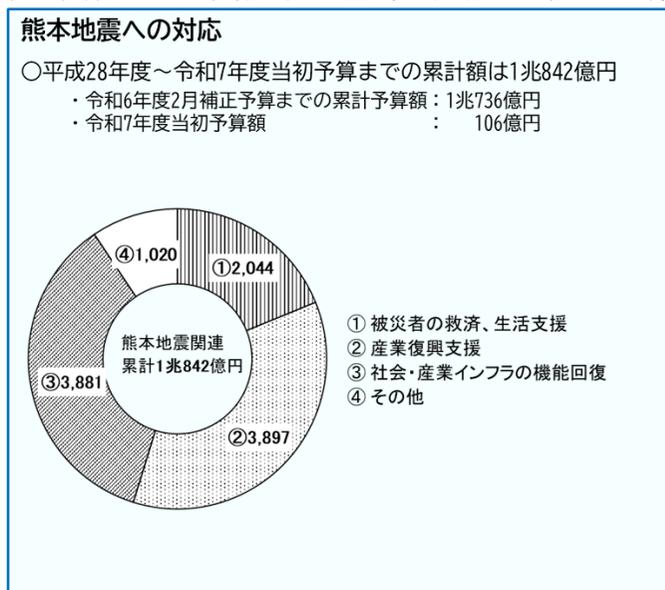
これは、平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興が進んだことによる事業費の減等によるものである。



### Ⅲ 当初予算の特色

- 1 **こどもたちが笑顔で育つ熊本** 40億6百万円  
 こども・若者がキラキラ輝く社会づくり、家庭や子育てに夢を持てる社会づくり、質の高い教育・未来を担う人材の育成に必要な予算を計上。
  
- 2 **世界に開かれた活力あふれる熊本** 93億78百万円  
 「くまもとで働く」人材の確保・育成、世界に伍する産業拠点熊本の創出、「食のみやこ熊本県」の創造、スポーツ・観光・文化芸術の振興、交通の利便性向上に必要な予算を計上。
  
- 3 **いつまでも続く豊かな熊本** 13億79百万円  
 豊かな自然の保全、移住定住・関係人口創出、魅力ある地域づくり、社会の多様性に必要な予算を計上。
  
- 4 **県民の命、健康、安全・安心を守る** 171億10百万円  
 「緑の流域治水」を核とした創造的復興、災害に強い県土づくり、健康で長寿な社会の実現、安全・安心の地域づくり、水俣病問題への対応に必要な予算を計上。

(参考) 平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨災害への対応 (累計予算額)



※各項目についての計数は表示単位未満を四捨五入したものであり、その内訳は合計と一致しない場合がある。

## ○ 令和7年度当初予算の内訳

(単位：百万円、%)

会 計 名	令和7年度 当初予算額	令和6年度 当初予算額等	増 減 率
一 般 会 計	844,797	856,148	△ 1.3
特 別 会 計			
中小企業振興資金特別会計	864	902	△ 4.1
母子父子寡婦福祉資金特別会計	112	115	△ 2.9
収入証紙特別会計	2,500	2,600	△ 3.8
県立高等学校実習資金特別会計	375	349	7.4
港湾整備事業特別会計	3,383	4,055	△ 16.6
臨海工業用地造成事業特別会計	2,637	760	246.9
用地先行取得事業特別会計	1,837	1,101	66.9
育英資金等貸与特別会計	546	580	△ 5.7
林業改善資金特別会計	702	882	△ 20.5
沿岸漁業改善資金特別会計	156	156	0.0
市町村振興資金貸付事業特別会計	860	1,285	△ 33.1

(単位：百万円、%)

会 計 名		令和7年度 当初予算額	令和6年度 当初予算額等	増 減 率
	高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計	3,028	2,623	15.4
	チッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計	2,301	2,519	△ 8.6
	公債管理特別会計	116,202	116,745	△ 0.5
	国民健康保険事業特別会計	182,990	190,764	△ 4.1
企 業 会 計				
	下水道事業会計	6,977	6,498	7.4
	電気事業会計	5,408	4,965	8.9
	工業用水道事業会計	2,550	2,189	16.5
	有料駐車場事業会計	79	97	△ 18.8
	病院事業会計	2,202	2,043	7.8

(注) 1 増減率は、千円単位の額を元に算出しているため表中の計算が合わないことがある。

2 企業会計の予算額は、収益的支出と資本的支出の合算額である。

## 第 36 号

## 令和 7 年度熊本県一般会計予算

## 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円、%)

区 分	令和 7 年度		令和 6 年度		増 減 率	説 明
	当初予算額	構 成 比	当初予算額等	構 成 比		
1 県 税	163,953,150	19.4	163,988,650	19.2	△0.0	県民税(個人・法人) 49,348,264 事業税(個人・法人) 49,562,782 地方消費税 19,186,252
2 地 方 消 費 税 清 算 金	91,808,518	10.9	87,356,233	10.2	5.1	
3 地 方 譲 与 税	32,616,529	3.9	31,012,193	3.6	5.2	特別法人事業譲与税 30,028,843 地方揮発油譲与税 2,089,086
4 地 方 特 例 交 付 金	791,681	0.1	4,710,504	0.6	△ 83.2	
5 地 方 交 付 税	222,200,207	26.3	229,346,281	26.8	△ 3.1	普通交付税 219,272,207 特別交付税 2,928,000
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	229,448	0.0	247,388	0.0	△ 7.3	
7 分 担 金 及 び 負 担 金	4,520,414	0.5	4,160,115	0.5	8.7	分担金 703,084 負担金 3,817,330
8 使 用 料 及 び 手 数 料	9,382,165	1.1	9,037,772	1.1	3.8	使用料 6,505,540 手数料 2,876,625

(単位：千円、%)

区 分	令和7年度		令和6年度		増減率	説 明
	当初予算額	構成比	当初予算額等	構成比		
9 国 庫 支 出 金	119,049,845	14.1	121,600,334	14.2	△ 2.1	国庫負担金 43,571,560 国庫補助金 71,699,274 国庫委託金 3,779,011
10 財 産 収 入	2,243,450	0.3	2,021,283	0.2	11.0	財産運用収入 936,231 財産売却収入 1,307,219
11 寄 附 金	562,848	0.1	638,096	0.1	△ 11.8	
12 繰 入 金	56,442,961	6.7	58,514,022	6.8	△ 3.5	特別会計繰入金 214,259 基金繰入金 56,228,702
13 繰 越 金	1	0.0	1	0.0	0.0	
14 諸 収 入	58,992,329	7.0	67,026,327	7.8	△ 12.0	貸付金元利収入 46,780,524 受託事業収入 1,927,418 収益事業(宝くじ)収入 2,580,787
15 県 債	82,003,000	9.7	76,488,998	8.9	7.2	土木債 49,253,000 農林水産債 11,746,000 教育債 7,652,000
合 計	844,796,546	100.0	856,148,197	100.0	△ 1.3	

(歳出)

(単位：千円、%)

区 分	令和7年度		令和6年度		増減率	説 明
	当初予算額	構成比	当初予算額等	構成比		
1 一般行政経費	544,518,711	64.5	560,256,558	65.4	△ 2.8	
(1) 人件費	179,579,586	21.3	179,448,808	21.0	0.1	職員給与費 159,888,549 退職手当 9,888,580
(2) 扶助費	115,727,984	13.7	114,051,735	13.3	1.5	介護給付費県負担金交付事業 26,442,446 後期高齢者医療給付費負担金 25,946,096 子どものための教育・保育給付費 15,628,745
(3) 物件費	35,848,331	4.2	37,256,083	4.4	△ 3.8	全日制高等学校運営費 1,828,260 警察統合OA整備費 1,193,630 特別支援学校運営費 1,160,215
(4) その他	213,362,810	25.3	229,499,932	26.8	△ 7.0	地方消費税交付金 46,039,701 中小企業金融総合支援事業 44,169,197 地方消費税清算金 18,867,100

(単位：千円、%)

区 分	令和7年度		令和6年度		増減率	説 明
	当初予算額	構成比	当初予算額等	構成比		
2 投資的経費	178,345,349	21.1	177,561,144	20.7	0.4	
(1) 普通建設事業費	143,919,539	17.0	146,486,574	17.1	△ 1.8	
補助分	86,877,377	10.3	91,230,913	10.7	△ 4.8	地域道路改築費 9,347,988 農業生産基盤整備事業 7,217,871 道路施設保全改築費 7,032,143
単独分	57,042,162	6.8	55,255,661	6.5	3.2	県立高等学校施設整備事業 5,211,085 企業立地促進費補助 4,323,237 単県河川改良費 4,086,214
(2) 災害復旧事業費	18,127,100	2.1	18,104,656	2.1	0.1	過年発生河川等補助災害復旧費 8,880,436 県営農地等災害復旧事業費(補助) 3,520,253 過年林道災害復旧事業 1,590,589
(3) 国直轄事業負担金	16,298,710	1.9	12,969,914	1.5	25.7	
3 公 債 費	106,232,870	12.6	101,495,414	11.9	4.7	元金 95,370,835 利子 10,862,035
4 繰 出 金	15,699,616	1.9	16,835,081	2.0	△ 6.7	国民健康保険事業特別会計繰出金 10,887,100 チッソ県債償還等特別会計繰出金 1,658,448 港湾整備事業特別会計繰出金 1,193,911
合 計	844,796,546	100.0	856,148,197	100.0	△ 1.3	

## 令和7年度当初予算総括表

知事公室  
一般会計

(単位:千円)

課名	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国支出金	地方債	その他	
知事公室付	71,788	78,359	-6,571				71,788
秘書課	228,114	227,433	681				228,114
広報課	309,476	282,175	27,301			935	308,541
危機管理防災課	1,361,855	1,303,799	58,056	4,343	638,000	131,789	587,723
国際課	344,979	180,115	164,864	11,223		101,282	232,474
くまモン課	444,007	325,287	118,720			133,731	310,276
一般会計計	2,760,219	2,397,168	363,051	15,566	638,000	367,737	1,738,916

部局計

部局合計	2,760,219	2,397,168	363,051	15,566	638,000	367,737	1,738,916
------	-----------	-----------	---------	--------	---------	---------	-----------

## 令和7年度当初予算県議会説明資料

知事公室付

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				説明
					特定財源			一般財源	
					国支出金	地方債	その他		
126	企画総務費	50,571	61,279	-10,708				50,571	<b>職員給与費 6人</b>
127	計画調査費	21,217	17,080	4,137				21,217	<b>企画推進費</b> 21,217 <b>(1)政策調整費</b> 1,080 県政の総合調整に要する経費 <b>(2)重要政策調整事業</b> 16,000 知事の特命事項や県政の重要課題等に係る必要な調査、調整、事業実施に要する経費 <b>新(3)新聞クリッピング事業</b> 4,137 県政の重要課題等に係る新聞記事の情報収集等に要する経費
課計		71,788	78,359	-6,571				71,788	

秘書課

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				説明
					特定財源			一般財源	
					国支出金	地方債	その他		
114	一般管理費	228,114	227,433	681				228,114	<b>1 職員給与費 17人</b> 194,942 <b>2 庁費</b> 33,172 <b>(1)秘書課諸費</b> 19,000 秘書課の運営に係る経費 <b>(2)二役秘書事務委託業務</b> 14,172 二役秘書事務委託に要する経費
課計		228,114	227,433	681				228,114	

## 令和7年度当初予算県議会説明資料

広 報 課		(単位:千円)							
事項別 明細書 頁 数	目 名	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明
					特 定 財 源				
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
114	一般管理費	109,793	102,689	7,104				109,793	職員給与費 16人
117	広 報 費	199,683	179,486	20,197			935	198,748	<b>1 広報事業費</b> 176,716 (新)①世界に開かれた熊本広報事業 31,119 海外における熊本のイメージアップにつなげる広報経費 (2)新聞紙面による広報 2,561 (3)テレビ、ラジオによる広報 26,840 (4)県人会活用事業 1,795 県人会連携等による広報経費 (5)広報紙発行事業 32,737 「県からのたより」による広報経費 (6)やさしいくまもとづくり広報事業 6,154 視覚・聴覚障がい者等への広報経費 (7)ウェブ活用広報事業 12,755 インターネット(ホームページ)を活用した広報経費 (8)くまもと魅力発信事業 62,755 首都圏等における熊本のイメージアップにつなげる広報経費  <b>2 広聴事業費</b> 5,948 (新)①お出かけ知事室 4,637 県民との意見交換等による広聴経費 (2)県庁総合案内のリモート受付運営経費 1,311  <b>3 広報諸費</b> 17,019 広報・報道団体への負担金及び広報課の運営経費
課 計		309,476	282,175	27,301			935	308,541	

# 令和7年度当初予算県議会説明資料

危機管理防災課

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				説明
					特定財源			一般財源	
					国支出金	地方債	その他		
114	一般管理費	49,151	39,017	10,134	1,452	2,000		45,699	<b>1 職員給与費 5人</b> 32,297 <b>2 危機管理対策費</b> 16,854 危機管理及び国民保護に関する取組に要する経費
137	防災総務費	1,312,704	1,264,782	47,922	2,891	636,000	131,789	542,024	<b>1 職員給与費 22人</b> 179,253 <b>2 防災対策費</b> 306,183 (1)防災対策費 20,960 24時間宿日直体制の確保、防災会議の開催等に要する経費 (2)総合防災訓練実施事業費 1,296 市町村、防災関係機関と連携した総合防災訓練の実施に要する経費 (3)地域防災力強化事業 10,460 自主防災組織を担う地域防災リーダーの育成や活動支援員による支援等に要する経費 (4)防災・震度情報システム管理費 111,660 各種防災情報システムの維持管理に要する経費 (5)九州広域防災拠点強化整備事業 8,150 南海トラフ地震広域応援訓練の実施等に要する経費 (6)市町村防災体制・災害対応力強化支援事業 1,081 市町村職員の研修や地区防災計画の策定支援等に要する経費 (7)熊本地震追悼・復興祈念事業 2,043 熊本地震犠牲者追悼式の開催に要する経費

## 令和7年度当初予算県議会説明資料

危機管理防災課

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	目 名	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳			一 般 財 源	説 明
					特 定 財 源				
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
									<b>(8)自助力強化推進事業</b> 5,783 マイタイムラインの普及促進等による県民の防災意識の啓発に要する経費 <b>(9)市町村派遣職員人件費負担金</b> 4,860 市町村からの派遣職員に係る人件費負担金 <b>(10)防災DX推進事業</b> 96,168 防災情報共有システムの改修やデジタル技術を活用した情報収集等に要する経費 <b>(11)防災センター展示・学習室運営事業</b> 16,949 防災センター展示・学習室の運営等に要する経費 <b>(12)熊本災害デジタルアーカイブ事業</b> 26,773 熊本地震及び令和2年7月豪雨に係る資料の収集、公開に要する経費  <b>3 無線管理費</b> 162,048 防災行政無線設備の維持管理等に要する経費  <b>4 防災情報通信基盤整備事業</b> 665,220 衛星通信設備の整備及び防災行政無線設備の浸水対策に要する経費
課計		1,361,855	1,303,799	58,056	4,343	638,000	131,789	587,723	

# 令和7年度当初予算県議会説明資料

国 際 課		(単位:千円)							
事項別 明細書 頁 数	目 名	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明
					特 定 財 源				
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
114	一般管理費	110,554		110,554				110,554	<b>1 職員給与費 13人</b> 108,029 <b>2 庁費</b> 2,525 <b>新</b> <b>国際・くまモン局企画調整費</b> 局全体に係る調整及び局長室等運営に要する経費
124	諸 費	142,253	98,195	44,058	11,223		101,282	29,748	<b>1 国際協力推進費</b> 5,392 <b>熊本県海外研修員等受入事業</b> 海外技術研修員等の受入支援に要する経費 <b>2 国際交流推進費</b> 41,336 <b>(1)姉妹友好交流事業</b> 7,331 県の姉妹友好提携先との交流事業に要する経費 <b>(2)国際交流団体等補助事業</b> 14,460 自治体国際化協会等への負担金等 <b>(3)国際交流活性化推進事業</b> 7,930 国際交流業務における通訳等に要する経費 <b>(4)市町村派遣職員人件費負担金・各種負担金補助金(臨・補・他)</b> 6,113 市町村からの派遣職員に対する人件費負担金 <b>新</b> <b>(5)高度専門通訳活用事業</b> 5,502 表敬訪問等における通訳に要する経費 <b>3 旅券発給事務費</b> 40,711 旅券発給事務に要する経費 <b>4 国際化環境整備推進費</b> 32,403 <b>(1)国際交流活動支援事業</b> 2,302 県国際協会の事業実施等に要する経費 <b>(2)北朝鮮拉致問題啓発事業</b> 653 拉致問題講演会の開催等に要する経費

## 令和7年度当初予算県議会説明資料

国 際 課									(単位:千円)
事項別 明細書 頁 数	目 名	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明
					特 定 財 源				
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
									<b>(3)熊本県多文化共生支援事業</b> 28,262 県の多文化共生推進に要する経費 <b>(4)災害時外国人支援体制構築事業</b> 1,186 外国人向け防災セミナー及び防災訓練の支援等に要する経費 <b>5 JETプログラム事業費</b> 22,411 <b>(1)JETプログラム推進費</b> 997 JETプログラム関連に要する経費 <b>(2)国際交流員費</b> 21,414 国際交流員の配置に要する経費
254	商業総務費	92,172	81,920	10,252				92,172	<b>貿易振興費</b> 92,172 <b>(1)熊本上海事務所運営事業</b> 23,144 上海事務所の運営及び職員派遣に要する経費 <b>(2)海外展開推進体制整備事業(国際課分)</b> 4,319 高雄交流促進アドバイザーの設置に要する経費 <b>(3)熊本香港事務所運営事業</b> 32,494 香港事務所の運営及び職員派遣に要する経費 <b>(4)熊本県アジア事務所運営事業</b> 21,312 アジア事務所の運営及び職員派遣に要する経費 <b>(5)台湾における企業支援窓口運営事業</b> 5,903 熊本・台湾双方の企業等からの相談窓口運営に要する経費 <b>新(6)海外戦略トップセールス事業</b> 5,000 知事トップセールスによる県の認知度向上及び経済交流促進に要する経費
	課 計	344,979	180,115	164,864	11,223		101,282	232,474	

# 令和7年度当初予算県議会説明資料

くまモン課

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	目 名	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明
					特 定 財 源				
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
127	計画調査費	54,581	40,974	13,607				54,581	<b>1 開発促進費</b> 54,581 <b>(1)くまモン使用許可等管理事業</b> 24,735 くまモンの利用許諾等の管理業務に要する経費 <b>(2)くまモン活用熊本PR事業</b> 29,846 くまモンを活用した県内プロモーション及びSNSによる情報発信に要する経費
254	商業総務費	389,426	284,313	105,113			133,731	255,695	<b>1 職員給与費 8人</b> 62,558 <b>2 物産振興費</b> 323,758 <b>(1)くまもとプロモーション推進事業</b> 21,704 首都圏、関西地域等における、くまモンを活用した「くまもとプロモーション」の推進に要する経費 <b>(2)くまモン隊管理運営事業</b> 186,682 国内外におけるくまモン隊の活動に要する経費 <b>(3)くまモンスクエア管理運営事業</b> 7,768 観光物産等情報提供施設「くまモンスクエア」の指定管理委託に要する経費 <b>(4)くまモン海外プロモーション推進事業</b> 40,459 くまモンの海外プロモーションに要する経費 ⑤くまモンランドプロモーション事業 32,581 くまモンランドのプロモーションに要する経費 ⑥くまモン世界展開推進事業 25,400 海外における熊本ファン拡大及びくまモンの認知度向上に要する経費 <b>3 くまモン活躍基金積立金</b> 3,110 永続的なくまモンの活動経費を確保するための基金積立に要する経費
課 計		444,007	325,287	118,720			133,731	310,276	

## 令和7年度当初予算総括表

総務部

一般会計

(単位:千円)

課名	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国支出金	地方債	その他	
人事課	4,184,802	5,330,275	-1,145,473				4,184,802
財政課	109,452,924	102,091,533	7,361,391	373		1,646,025	107,806,526
県政情報文書課	1,830,407	1,754,029	76,378		124,000	4,121	1,702,286
総務厚生課	1,036,828	926,245	110,583			81,956	954,872
財産経営課	3,304,503	3,149,954	154,549	151,536	675,000	627,493	1,850,474
私学振興課	14,067,329	13,282,102	785,227	7,093,898		6,094	6,967,337
市町村課	4,402,410	3,303,922	1,098,488	1,122,464		1,075,189	2,204,757
消防保安課	2,075,066	1,002,071	1,072,995	4,992	1,124,000	106,994	839,080
税務課	83,276,516	92,085,720	-8,809,204	1,265	3,000	644,558	82,627,693
一般会計計	223,630,785	222,925,851	704,934	8,374,528	1,926,000	4,192,430	209,137,827

熊本県公債管理特別会計

財政課	116,202,461	116,744,586	-542,125		52,562,100	63,640,361	
-----	-------------	-------------	----------	--	------------	------------	--

熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計

市町村課	859,594	1,270,136	-410,542			859,594	
------	---------	-----------	----------	--	--	---------	--

部局計

部局合計	340,692,840	340,940,573	-247,733	8,374,528	54,488,100	68,692,385	209,137,827
------	-------------	-------------	----------	-----------	------------	------------	-------------

# 令和7年度当初予算県議会説明資料

人 事 課		(単位:千円)										
事項別 明細書 頁 数	目 名	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				説 明			
					特 定 財 源			一 般 財 源				
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
114	一般管理費	864,022	844,161	19,861				864,022	<b>職員給与費</b> 864,022 (1)人事課職員給 43人 398,898 (2)時間外勤務手当等保留分(知事部局分) 465,124			
115	人事管理費	3,320,780	4,486,114	-1,165,334				3,320,780	<b>1 災害補償費</b> 5,000 会計年度任用職員等の公務災害に係る補償費  <b>2 人事管理費</b> 773,323 (1)人事課運営経費 100,811 (2)外部監査制度運営経費 13,794 (3)公用車任意保険加入経費 6,783 (4)障がい者チャレンジ雇用事業 40,779 (5)障がい者就業環境整備事業 4,544 (6)総務部長秘書事務委託業務 4,724 (7)総務部政策調整事業 4,000 (8)人事給与システム等改修費 1,320 (9)人事給与システム等再構築事業 596,568  <b>3 退職手当</b> 2,516,735 退職手当支給条例に基づく退職手当所要額  <b>4 職員研修費</b> 25,722 職員の研修に要する経費			
課 計		4,184,802	5,330,275	-1,145,473				4,184,802				

## 令和7年度当初予算県議会説明資料

財 政 課									(単位:千円)
事項別 明細書 頁 数	目 名	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				説 明
					特 定 財 源			一 般 財 源	
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
114	一般管理費	259,231	244,606	14,625				259,231	<b>1 職員給与費 23人</b> 181,133 <b>2 庁費</b> 78,098 <b>管理運営費(共通費)</b> 知事部局職員の赴任旅費等
119	財政管理費	2,828,862	223,038	2,605,824	373		168,108	2,660,381	<b>1 財政管理費</b> 24,505 財政課運営経費及び官庁速報(iJAMP)情報使用料 <b>2 財政調整基金積立金</b> 9,664 <b>3 災害基金積立金</b> 11,261 <b>4 職員等退職手当基金積立金</b> 2,603,210 <b>5 県有施設整備基金積立金</b> 35,313 <b>6 県債管理基金積立金</b> 127,029 <b>7 平成28年熊本地震復興基金積立金</b> 17,880 2, 3, 5, 6, 7: 預金利息等の積立て 4: 定年の段階的な引上げに伴い年度間で増減する退職手当の支給に必要となる財源等の積立て
349	元 金	94,987,796	91,013,754	3,974,042			1,477,218	93,510,578	<b>1 一般債元金</b> 57,039,738 <b>(1)公的資金</b> 35,736,480 <b>(2)銀行等引受債(借換債を除く)</b> 21,303,258 <b>2 公債管理特別会計繰出金</b> 37,948,058

## 令和7年度当初予算県議会説明資料

財 政 課					(単位:千円)				
事項別 明細書 頁数	目 名	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				説 明
					特 定 財 源			一 般 財 源	
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
349	利 子	10,855,035	10,087,748	767,287			699	10,854,336	<b>1 一般債利子</b> 7,091,764 <b>(1)公的資金</b> 3,986,288 <b>(2)銀行等引受債(借換債を除く)</b> 3,105,476 <b>2 公債管理特別会計繰出金</b> 3,763,271
349	公 債 諸 費	322,000	322,387	-387				322,000	<b>1 公債諸費</b> 6,400 <b>2 公債管理特別会計繰出金</b> 315,600
364	予 備 費	200,000	200,000					200,000	<b>予備費</b>
一般会計 計		109,452,924	102,091,533	7,361,391	373		1,646,025	107,806,526	

財 政 課 (公債管理特別会計)					(単位:千円)				
事項別 明細書 頁数	目 名	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				説 明
					特 定 財 源			一 般 財 源	
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
527	元 金	112,123,590	113,019,939	-896,349		52,562,100	59,561,490		<b>1 一般債元金</b> 88,475,740 <b>(1)市場公募債</b> 76,849,740 <b>(2)銀行等引受債(借換債)</b> 11,626,000 <b>2 県債管理基金積立金</b> 23,647,850 <small>市場公募債の元金償還に係る償還財源の積立て</small>
527	利 子	3,763,271	3,408,660	354,611			3,763,271		<b>利子及び割引料</b> 3,763,271 <b>(1)市場公募債</b> 2,537,615 <b>(2)銀行等引受債(借換債)</b> 1,225,656
527	公 債 諸 費	315,600	315,987	-387			315,600		<b>公債諸費</b> <small>市場公募債の発行、償還事務手数料等</small>
特別会計 計		116,202,461	116,744,586	-542,125		52,562,100	63,640,361		

課 計	225,655,385	218,836,119	6,819,266	373	52,562,100	65,286,386	107,806,526	
-----	-------------	-------------	-----------	-----	------------	------------	-------------	--

## 令和7年度当初予算県議会説明資料

## 債務負担行為(設定)

財 政 課	(単位:千円)		
議 案 頁 数	事 項	期 間	限 度 額
19	地方債証券の共同発行によって生じる連帯債務 他の地方公共団体と共同して発行する地方債証券について、連帯して償還及び利息の支払をなす債務	令和7年度～令和17年度	元金1,183,000,000千円及びその利息に相当する金額

# 令和7年度当初予算県議会説明資料

県政情報文書課

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	目 名	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				説 明
					特 定 財 源			一 般 財 源	
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
114	一般管理費	194,390	198,170	-3,780				194,390	職員給与費 18人
118	文 書 費	93,343	89,962	3,381			3,374	89,969	<b>1 文書事務費</b> 90,153 <b>(1) 文書関係事務費</b> 64,814 文書の発送、行政文書等管理委員会の運営、歴史公文書等保存、文書管理システム及び県例規データベースの維持管理等に要する経費 <b>(2) 情報公開・個人情報保護事務費</b> 10,582 情報公開の推進、情報プラザの運営、個人情報保護の推進、行政機関等匿名加工情報提供制度の運用等に要する経費 <b>(3) 公益法人制度推進事業</b> 4,845 公益法人制度の推進及び公益認定等審議会の運営に要する経費 <b>(4) 行政不服審査会運営等事務費</b> 1,966 行政不服審査会の運営等に要する経費 <b>(5) 市町村交流職員給与等負担金</b> 5,471 <b>(6) DXによる行政文書管理の効率化事業</b> 2,475 デジタルツール活用による行政文書管理等の効率化に要する経費 <b>2 公報事務費</b> 3,190 県公報の発行に要する経費
124	諸 費	1,947		1,947			747	1,200	<b>有斐学舎運営費補助</b> 公益財団法人肥後奨学会が運営する有斐学舎の運営費助成

## 令和7年度当初予算県議会説明資料

県政情報文書課

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				説明
					特定財源			一般財源	
					国支出金	地方債	その他		
329	大学費	1,540,727	1,465,897	74,830		124,000		1,416,727	<b>大学整備費</b> 1,540,727 <b>(1) 公立大学法人運営費交付金</b> 1,101,515 公立大学法人熊本県立大学の業務の財源に充てるため、地方独立行政法人法第42条の規定により交付する交付金 <b>(2) 評価委員会運営等経費</b> 501 公立大学法人の業務の実績に関する評価等を行う法人評価委員会の運営等に要する経費 <b>(3) 高等教育の修学支援制度に係る費用負担</b> 238,655 低所得世帯の学生に対する授業料等の減免に係る交付金 <b>(4) グローバル人材育成・地域貢献推進支援</b> 29,719 国際交流や地域貢献の推進に係る交付金 <b>(5) 被災地域復興・再生支援事業</b> 4,860 大学が実施する令和2年7月豪雨災害からの復興や地域再生支援等に係る交付金 <b>(6) 大規模修繕費</b> 165,477 施設の大規模修繕に係る交付金
課計		1,830,407	1,754,029	76,378		124,000	4,121	1,702,286	

# 令和7年度当初予算県議会説明資料

総務厚生課

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	目 名	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				説 明
					特 定 財 源			一 般 財 源	
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
114	一般管理費	360,774	341,934	18,840				360,774	<b>1 職員給与費 38人</b> 309,083 <b>2 庁費</b> 51,691 <b>共済組合事業費</b> 地方職員共済組合の事業に対する負担金
115	人事管理費	665,331	570,622	94,709			81,956	583,375	<b>1 人事管理費</b> 170,654 <b>(1)総務事務集中化運営費</b> 88,135 庶務事務の集中処理に要する経費 <b>(2)庶務事務システム等運用費</b> 82,519 システムの保守管理に要する経費 <b>2 職員福利厚生費</b> 129,697 <b>(1)職員の健康管理費等</b> 97,412 職員の定期健康診断、人間ドック、心身の健康管理対策等に要する経費 <b>(2)職員住宅管理費</b> 32,285 職員住宅の維持管理に要する経費 <b>3 児童手当</b> 364,980 職員に対する児童手当の支給に要する経費
123	恩給及び退職年金費	10,723	13,689	-2,966				10,723	<b>恩給及び退職年金</b> 元職員の遺族に対する扶助料の支給に要する経費
	課 計	1,036,828	926,245	110,583			81,956	954,872	

## 令和7年度当初予算県議会説明資料

財産経営課

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	目 名	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				一 般 財 源	説 明
					特 定 財 源			一 般 財 源		
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他			
114	一般管理費	223,910	207,659	16,251				223,910	職員給与費 29人	
121	財産管理費	3,080,593	2,942,295	138,298	151,536	675,000	627,493	1,626,564	<b>1 財産管理費</b> 328,730 <b>(1)財産管理費</b> 30,106 県有施設の火災共済事業に要する経費等 <b>(2)市町村交付金</b> 298,268 国有資産等所在市町村交付金法に基づく交付金 <b>(3)派遣職員宿舍借上費</b> 356 熊本地震に係る他都道府県からの派遣職員の受入れに伴う宿舍借上げ等に要する経費  <b>2 財産管理処分費</b> 10,461 <b>普通財産管理処分費</b> 普通財産の維持管理や処分に要する経費  <b>3 庁舎等管理費</b> 2,686,573 <b>(1)庁舎管理費</b> 456,886 県庁舎等の光熱水費及び警備等に要する経費 <b>(2)庁舎維持補修費</b> 1,669,639 県庁舎等の清掃及び設備保全等に要する経費 <b>(3)県庁舎等LED導入事業</b> 52,045 県庁舎等へのLED照明導入に要する経費 <b>(4)電話管理費・自動車管理費</b> 62,309 県庁舎等の電話管理及び庁用自動車に要する経費 <b>(5)地域振興局等庁舎管理費</b> 432,417 地域振興局、保健所、土木事務所等庁舎の光熱水費、庁舎維持管理及び電話自動録音装置導入に要する経費	

# 令和7年度当初予算県議会説明資料

財産経営課

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				説明
					特定財源			一般財源	
					国支出金	地方債	その他		
									<b>(6)地域振興局等施設整備事業</b> 13,277 庁舎等の施設及び設備の整備に要する経費  <b>4 財産利活用推進費</b> 54,829 <b>(1)県有財産利活用推進事業</b> 2,512 県有財産の保有や運用等に関する総合的な管理に要する経費  <b>(2)FM推進県有施設集約化事業</b> 52,317 熊本総合庁舎跡地・熊本土木事務所跡地等県有財産の有効な利活用及び県有建築物の長寿命化対策の推進に要する経費
課計		3,304,503	3,149,954	154,549	151,536	675,000	627,493	1,850,474	

## 債務負担行為(設定)

財産経営課

(単位:千円)

議案頁数	事項	期間	限度額
12	県庁舎空調設備改修事業 熊本市	令和8年度	567,706
12	県庁舎給排水設備改修事業 熊本市	令和8年度	52,052
12	県庁舎昇降機設備改修事業 熊本市	令和8年度	183,825
12	県庁舎非常用発電設備改修事業 熊本市	令和8年度	1,735,131

## 令和7年度当初予算県議会説明資料

私学振興課

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	目 名	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				説 明
					特 定 財 源			一 般 財 源	
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
124	諸 費	6,644	8,941	-2,297	5,130		12	1,502	<b>宗教学者指導事務費</b> 宗教学者に係る指導、調査事務費
311	私学振興費	14,060,685	13,273,161	787,524	7,088,768		6,082	6,965,835	<b>1 職員給与費 13人</b> 107,303 <b>2 私学審議会費</b> 1,385 学校法人の設立、収容定員の増減等を審議する私学審議会及びいじめ調査委員会の運営経費 <b>3 私学振興事務費</b> 7,706 私学に関する各種指導、調査等に要する事務経費 <b>4 私学振興助成費</b> 13,944,283 <b>(1) 私立高等学校等経常費助成費補助</b> 6,752,351 私立学校の教育環境の維持向上等のために必要な経常的経費に対する助成 <b>(2) 私立学校施設安全ストック形成促進事業</b> 6,490 私立学校施設の耐震補強工事、耐震改築工事の経費等に対する助成 <b>(3) スクールソーシャルワーカー補助事業</b> 9,608 スクールソーシャルワーカーの活用を行う私立学校に対する助成 <b>(4) 私立高等学校等就学支援金事業</b> 5,608,752 私立高校生等の授業料負担を軽減するための給付金の支給 <b>(5) 奨学のための給付金事業</b> 404,651 低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するための給付金の支給

# 令和7年度当初予算県議会説明資料

私学振興課

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	目 名	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳				説 明	
					特 定 財 源			一 般 財 源		
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他			
									<p><b>(6) 高等教育修学支援事業</b> 720,897 私立専門学校に在学する生徒の授業料等の減免を行う学校に対する助成</p> <p><b>(7) 国際教育支援事業</b> 121,355 外国籍の生徒の受入体制整備を行う私立学校に対する助成及び高校生等の海外進学・留学を支援するための環境整備に要する経費</p> <p><b>5 私学振興基金積立金</b> 8 熊本県私学振興基金に係る預金利子分の積立て</p>	
課計		14,067,329	13,282,102	785,227	7,093,898		6,094	6,967,337		

## 令和7年度当初予算県議会説明資料

市 町 村 課					(単位:千円)				
事項別 明細書 頁 数	目 名	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				説 明
					特 定 財 源			一 般 財 源	
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
122	地 振 興 局 費	72,361	94,339	-21,978			49,000	23,361	<b>地域振興局運営費</b> 72,361 <b>(1)広域本部・地域振興局管理運営費</b> 23,361 広域本部及び地域振興局の業務運営に要する経費 <b>(2)広域本部・地域振興局政策調整事業</b> 49,000 広域本部及び地域振興局における政策企画・調整等に要する経費
124	諸 費	175	175		175				<b>自衛隊員募集啓発費</b>
132	市 町 村 総務振興費	1,961,508	1,945,429	16,079			86,716	1,874,792	<b>職員給与費 243人</b>
132	自治振興費	1,225,231	1,212,911	12,320			939,463	285,768	<b>市町村行財税政支援費</b> 1,225,231 <b>(1)自治振興支援費</b> 142,348 市町村行財税政の支援助言等に要する経費及び県からの権限移譲事務に係る市町村に対する交付金 <b>(2)市町村自治宝くじ交付金</b> 927,773 市町村振興に取り組む(公財)熊本縣市町村振興協会に対する交付金 <b>(3)住民基本台帳ネットワークシステム推進事業</b> 130,083 住民基本台帳ネットワークシステムの維持管理及び本人確認情報保護審議会の運営に要する経費 <b>(4)固定資産税評価事業</b> 818 (一財)資産評価システム研究センターへの負担金や固定資産評価審議会の運営に要する経費 <b>(5)市町村交流職員給与等負担金</b> 10,806 <b>(6)被災市町村職員確保支援事業</b> 1,380 熊本地震及び令和2年7月豪雨被災市町村の職員確保支援に要する経費 <b>(7)市町村行政サービス維持向上支援事業</b> 12,023 将来にわたり安定的な行政サービス提供体制の維持・強化に取り組む市町村に対する交付金等

# 令和7年度当初予算県議会説明資料

市 町 村 課

(単位:千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				説 明
					特 定 財 源			一 般 財 源	
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
134	選 挙 管 理 費 委 員 会 費	19,333	19,751	-418	965		10	18,358	<b>1 委員報酬 4人</b> 5,630 <b>2 職員給与費 1人</b> 9,070 <b>3 委員会運営費</b> 1,140 選挙管理委員会の運営及び在外選挙人名簿登録事務に要する経費 <b>4 政治資金関係等事務費</b> 3,493 政治資金収支報告書及び政党助成金使途等報告書の受付等に要する経費
135	選挙啓発費	2,478	2,518	-40				2,478	<b>明るい選挙啓発事業費</b> 選挙に関する啓発事業に要する経費
135	参議院議員 選 挙 費	1,121,324		1,121,324	1,121,324				<b>参議院議員選挙執行経費</b> 参議院議員の任期満了に伴う選挙執行に要する経費
136	知事選挙費		28,799	-28,799					<b>知事選挙執行経費</b>
一般会計 計		4,402,410	3,303,922	1,098,488	1,122,464		1,075,189	2,204,757	

市 町 村 課 (市町村振興資金貸付事業特別会計)

(単位:千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				説 明
					特 定 財 源			一 般 財 源	
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
497	市町村振興 資金貸付金	800,094	1,200,136	-400,042			800,094		<b>1 市町村振興資金貸付金</b> 800,000 <b>2 事務費</b> 94
498	一 般 会 計 繰 出 金	59,500	70,000	-10,500			59,500		<b>一般会計繰出金</b>
特別会計 計		859,594	1,270,136	-410,542			859,594		

課 計	5,262,004	4,574,058	687,946	1,122,464			1,934,783	2,204,757	
-----	-----------	-----------	---------	-----------	--	--	-----------	-----------	--

## 令和7年度当初予算県議会説明資料

消 防 保 安 課

(単位:千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				説 明
					特 定 財 源			一 般 財 源	
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
137	防災総務費	609,215	465,460	143,755			47,910	561,305	<b>1 職員給与費 12人</b> 94,379 <b>2 防災対策費</b> 514,836 防災消防ヘリコプターの運航管理及び事務所の維持管理等に要する経費
138	消防指導費	1,416,011	485,435	930,576	4,992	1,124,000	37,670	249,349	<b>1 職員給与費 7人</b> 50,069 <b>2 消防費</b> 68,347 <b>(1)消防事業</b> 17,457 消防関係運営費、救急業務高度化推進事業費及び消防関係負担金 <b>(2)市町村等消防施設整備補助</b> 2,375 消防用車両等を整備する市町村に対する助成 <b>(3)火災予防費</b> 6,287 消防設備士法定講習等に要する経費 <b>(4)消防体制強化推進事業</b> 21,333 消防力の強化推進、消防団の充実強化等に要する経費 <b>(5)救急医療対策事業</b> 20,895 救急安心センター(＃7119)の運営に要する経費 <b>3 危険物取締指導費</b> 17,747 危険物取扱者の保安講習等に要する経費 <b>4 消防学校費</b> 1,279,848 <b>(1)管理運営費</b> 101,432 消防学校の維持管理運営、派遣職員負担金等に要する経費 <b>(2)消防学校施設整備事業</b> 1,178,416 消防学校の建替え等に要する経費

# 令和7年度当初予算県議会説明資料

消 防 保 安 課

(単位:千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				説 明
					特 定 財 源			一 般 財 源	
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
262	火 薬 ガ ス 等 取 締 費	49,840	51,176	-1,336			21,414	28,426	<b>1 職員給与費 5人</b> 32,473 <b>2 鉄砲火薬取締指導費</b> 720 火薬類及び猟銃等の製造、販売等に係る許認可・ 検査及び免状交付委託等に要する経費 <b>3 高圧ガス取締指導費</b> 8,489 高圧ガス製造事業者等に対する許認可・検査及び 免状交付委託等に要する経費 <b>4 電気取締指導費</b> 8,158 電気工事業者等の登録・指導検査及び電気工事 士免状交付委託等に要する経費
課 計		2,075,066	1,002,071	1,072,995	4,992	1,124,000	106,994	839,080	

## 債務負担行為(設定)

消 防 保 安 課

(単位:千円)

議 案 頁 数	事 項	期 間	限 度 額
12	消防学校施設整備事業 益 城 町	令和8年度～令和9年度	5,120,777
		年次別内訳	
		令和8年度	2,904,418
		令和9年度	2,216,359

## 令和7年度当初予算県議会説明資料

税 務 課									(単位:千円)	
事項別 明細書 頁 数	目 名	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				一 般 財 源	説 明
					特 定 財 源			一 般 財 源		
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他			
129	税務総務費	3,039,838	3,022,429	17,409		3,000	509,645	2,527,193	<b>1 職員給与費 201人</b> 1,523,501 <b>2 税務管理費</b> 286,816 税務行政の管理運営等に要する経費 <b>3 納税奨励費</b> 353,753 軽油引取税の特別徴収義務者に対する交付金等 <b>4 税務職員研修費</b> 1,059 税務職員の研修に要する経費 <b>5 自動車税事務所管理運営費</b> 3,616 自動車税事務所の管理運営に要する経費 <b>6 県税事務オンラインシステム維持管理費</b> 371,093 県税システムの運用・改善等に要する経費 <b>7 ふるさとくまもと応援寄附基金積立金</b> 500,000 ふるさとくまもと応援寄附基金への積立金	
130	賦課徴収費	4,691,573	4,809,057	-117,484	1,265		134,913	4,555,395	<b>1 賦課徴収費</b> 377,920 県税の賦課徴収に要する経費 <b>2 公金取扱費</b> 2,843,653 個人県民税及び地方消費税の徴収取扱費 <b>3 県税過誤納還付金</b> 1,470,000 県税の過誤納に伴う還付等に要する経費	

# 令和7年度当初予算県議会説明資料

税 務 課		(単位:千円)							
事項別 明細書 頁 数	目 名	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				説 明
					特 定 財 源			一 般 財 源	
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
353	ゴルフ場 利用税金 交付金	426,400	439,799	-13,399				426,400	ゴルフ場利用税のゴルフ場所在市町村に対する交付金
354	利子割金 交付金	73,594	41,516	32,078				73,594	県民税利子割の市町村に対する交付金
356	地方消費税 清算金	18,867,100	30,737,006	-11,869,906				18,867,100	地方消費税の他の都道府県との間での清算金
357	地方消費税 交付金	46,039,701	43,892,396	2,147,305				46,039,701	地方消費税の市町村に対する交付金
358	配当割金 交付金	837,971	707,411	130,560				837,971	県民税配当割の市町村に対する交付金
359	株式等譲渡 所得割金 交付金	1,235,335	724,537	510,798				1,235,335	県民税株式等譲渡所得割の市町村に対する交付金
360	軽油引取税金 交付金	3,207,818	3,355,028	-147,210				3,207,818	軽油引取税の政令指定都市に対する交付金
361	所得割金 交付金	188,835	132,413	56,422				188,835	個人県民税所得割の政令指定都市に対する交付金
362	環境性能割金 交付金	995,375	897,464	97,911				995,375	自動車税環境性能割の市町村に対する交付金
363	法人事業税金 交付金	3,672,976	3,326,521	346,455				3,672,976	法人事業税の市町村に対する交付金
課 計		83,276,516	92,085,720	-8,809,204	1,265	3,000	644,558	82,627,693	

## 令和7年度当初予算総括表

企画振興部  
一般会計

(単位:千円)

課名	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国支出金	地方債	その他	
企画課	807,354	735,041	72,313			37,098	770,256
地域振興課	1,177,767	1,339,359	-161,592	200,873		208,367	768,527
阿蘇草原再生・世界遺産推進課	219,182	264,534	-45,352	45,081		20,706	153,395
交通政策課	2,465,187	1,814,532	650,655	6,000	632,000	20,932	1,806,255
空港アクセス鉄道整備推進課	359,801	211,071	148,730				359,801
統計調査課	1,345,253	478,509	866,744	1,251,295			93,958
デジタル戦略推進課	537,202	514,380	22,822	29,709		164,895	342,598
システム改革課	1,637,932	1,331,777	306,155			21,044	1,616,888
球磨川流域復興局付	1,145,172	1,489,660	-344,488			792,704	352,468
一般会計計	9,694,850	8,178,863	1,515,987	1,532,958	632,000	1,265,746	6,264,146

部局計

部局合計	9,694,850	8,178,863	1,515,987	1,532,958	632,000	1,265,746	6,264,146
------	-----------	-----------	-----------	-----------	---------	-----------	-----------

# 令和7年度当初予算県議会説明資料

企 画 課		(単位:千円)							
事項別 明細書 頁 数	目 名	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				説 明
					特 定 財 源			一 般 財 源	
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
124	諸 費	453,370	381,272	72,098			3,851	449,519	<b>東京事務所費</b> 453,370 <b>(1)職員給与費 26人</b> 256,115 <b>(2)管理運営費</b> 197,255 東京事務所管理運営及び職員宿舍借上等に要する経費
126	企画総務費	203,614	236,439	-32,825				203,614	<b>職員給与費 25人</b>
127	計画調査費	150,370	117,330	33,040			33,247	117,123	<b>1 開発促進費</b> 26,408 <b>知事会等活動費</b> 12,202 全国知事会等への負担金及び活動に要する経費  <b>2 企画推進費</b> 87,014 <b>(1)政策推進事業</b> 16,000 将来の県勢発展に向けた調査研究等に要する経費 <b>(2)SDGs推進事業</b> 17,487 「持続可能な開発目標」であるSDGsの推進に要する経費 <b>新(3)大阪・関西万博自治体催事出展事業</b> 30,529 大阪・関西万博の自治体催事出展に要する経費  <b>3 世界チャレンジ支援基金積立金</b> 16,365 若手芸術家、学生などの海外進出を支援する基金への積立  <b>4 ふるさとくまもと応援寄附基金積立金</b> 20,583 地方創生の取組を応援する県外企業からの寄附(企業版ふるさと納税)の基金への積立
課 計		807,354	735,041	72,313			37,098	770,256	

## 令和7年度当初予算県議会説明資料

地域振興課

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	目 名	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				説 明
					特 定 財 源			一 般 財 源	
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
126	企画総務費	143,584	141,001	2,583				143,584	職員給与費 17人
127	計画調査費	1,034,183	1,198,358	-164,175	200,873		208,367	624,943	<b>1 開発促進費</b> 69,205 <b>(1)地域づくり団体活動推進事業</b> 1,430 自主的、主体的な地域づくりを行う民間団体の取組の支援に要する経費 <b>(2)地域づくり推進事業</b> 784 地域づくりに関する情報収集等に要する経費 <b>(3)天草海洋リゾート整備事業</b> 220 天草海洋リゾート構想の推進に要する経費 <b>(4)水俣・芦北地域環境フィールドミュージアムプロジェクト</b> 14,539 水俣・芦北地域の環境学習旅行誘致による交流人口の拡大等の取組に要する経費 <b>(5)市町村派遣職員負担金</b> 9,096 市町村からの派遣職員人件費に対する負担金 <b>(6)水俣・芦北地域振興計画推進事業</b> 2,152 水俣・芦北地域振興計画の推進に要する経費 <b>(7)「環境首都」水俣・芦北地域創造事業</b> 40,984 水俣・芦北地域における、環境負荷を少なくしつつ、経済発展する新しい形の地域づくりの取組を支援する補助金  <b>2 企画推進費</b> 706,326 <b>(1)水俣・芦北地域産業振興等推進事業</b> 50,755 水俣・芦北地域の産業振興と雇用創出に要する経費 <b>(2)万日山緑地公園管理運営費</b> 16,134 万日山緑地公園の指定管理委託等に要する経費 <b>(3)御所浦地域活性化推進事業</b> 16,142 御所浦地域の交流人口の拡大及び地域活性化に要する経費 <b>(4)立野・黒川地区地域再生等支援事業</b> 977 南阿蘇村黒川地区における創造的復興に向けた支援及び立野地区におけるまちづくりの支援に要する経費

# 令和7年度当初予算県議会説明資料

地域振興課

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源	説明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
									<p>(5)「歩き」を活かした地域活性化プロジェクト事業 1,400 「歩き」を活かした交流人口拡大等の地域活性化に要する経費</p> <p>(6)移住定住加速化事業 276,596 移住定住の加速化に要する経費</p> <p>(7)湯島活性化推進事業 1,682 湯島の観光資源の整備及び地域活性化等に要する経費</p> <p>(8)特定地域づくり事業協同組合制度支援事業 6,122 特定地域づくり事業協同組合制度の活用促進に要する経費</p> <p>(9)水俣・芦北地域重点施策課題解決推進事業 106,470 第七次水俣・芦北地域振興計画における重点施策の課題解決の推進に要する経費</p> <p>(10)地域未来創造事業 9,540 45市町村との連携を強化し、地域の個性等を踏まえた地域振興等を推進する地域未来創造会議に要する経費</p> <p>新(11)くまもと未来づくりスタートアップ事業 220,508 地域団体や市町村等による地域活性化や豪雨災害からの創造的復興の取組への支援、地域未来創造会議の議論等を踏まえた市町村の取組への支援、地域振興の推進に要する経費</p> <p>3 特定地域振興対策費 1,964 特定地域振興対策事業 過疎や離島など特定地域の振興対策に要する経費</p> <p>4 土地利用対策費 48,683 土地利用対策事業 国土利用計画法等に基づく地価調査及び土地取引の届出審査等に要する経費</p> <p>5 球磨川流域復興対策費 208,005 被災住宅移転促進宅地整備受託事業 県が球磨村から受託して実施する被災地域の住民等の移転先となる同村渡地区の避難路整備等に要する経費</p>
課計		1,177,767	1,339,359	-161,592	200,873		208,367	768,527	

## 令和7年度当初予算県議会説明資料

阿蘇草原再生・世界遺産推進課

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				説明
					特定財源			一般財源	
					国支出金	地方債	その他		
126	企画総務費	87,344	166,299	-78,955				87,344	職員給与費 12人
127	計画調査費	131,838	98,235	33,603	45,081		20,706	66,051	<b>1 企画推進費</b> 21,667 <b>(1)阿蘇草原再生事業</b> 5,835 阿蘇の草原再生に向けた野焼き再開支援等の取組に要する経費 <b>(2)持続可能な草原維持システム構築推進事業</b> 15,832 草原維持システムの構築に向けた担い手確保や作業省力化を図る取組に要する経費 <b>2 文化企画推進費</b> 110,171 <b>世界文化遺産登録推進事業</b> 阿蘇の世界文化遺産登録に向けた取組や既登録の万田坑、三角西港及び天草の崎津集落の保全活用に要する経費
	課計	219,182	264,534	-45,352	45,081		20,706	153,395	

# 令和7年度当初予算県議会説明資料

交通政策課

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	目 名	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				説 明
					特 定 財 源			一 般 財 源	
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
126	企画総務費	145,402	141,537	3,865				145,402	職員給与費 19人
127	計画調査費	2,169,785	1,392,970	776,815	6,000	482,000	20,932	1,660,853	<b>1 交通整備促進費</b> 1,018,347 <b>(1)肥薩おれんじ鉄道関連事業</b> 334,734 肥薩おれんじ鉄道の鉄道基盤整備維持に対する補助、 沿線活性化協議会負担金等 <b>(2)地域交通企画調整事業</b> 671,577 地方バス等の生活交通の維持・活性化及び離島航路の 利便性向上、くま川鉄道及びJR肥薩線の復旧に向けた 協議・調整、JR肥薩線の鉄道復旧の機運醸成、熊本都 市圏における渋滞解消推進に要する経費等 <b>(3)広域交通網形成促進事業</b> 12,036 広域的な幹線交通網の整備推進に要する経費  <b>2 空港整備促進費</b> 1,151,438 <b>(1)阿蘇くまもと空港関連事業</b> 743,189 阿蘇くまもと空港の直轄事業負担金、阿蘇くまもと空港国 際線振興協議会負担金、阿蘇くまもと空港の創造的復興 の推進に要する経費等 <b>(2)地域航空推進事業</b> 408,249 天草エアラインの機材整備等に対する補助、天草空港利 用促進協議会負担金等
340	企画施設 災害復旧費	150,000	280,025	-130,025		150,000			<b>企画施設災害復旧費</b> <b>くま川鉄道災害復旧支援事業</b> くま川鉄道の災害復旧に対する助成
	課 計	2,465,187	1,814,532	650,655	6,000	632,000	20,932	1,806,255	

## 令和7年度当初予算県議会説明資料

空港アクセス鉄道整備推進課

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				説明
					特定財源			一般財源	
					国支出金	地方債	その他		
126	企画総務費	66,507	63,632	2,875				66,507	職員給与費 8人
127	計画調査費	293,294	147,439	145,855				293,294	<b>1 交通整備促進費</b> 20,000 <b>新</b> 熊本都市圏鉄道ネットワーク強化推進事業 JR豊肥本線を含めた熊本都市圏鉄道ネットワーク強化等の調査・検討に要する経費  <b>2 空港整備促進費</b> 273,294 <b>阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備調査検討事業</b> 阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備に向けた調査等に要する経費
課計		359,801	211,071	148,730				359,801	

# 令和7年度当初予算県議会説明資料

統計調査課

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	目 名	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				説 明
					特 定 財 源			一 般 財 源	
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
141	統計調査費 総務費	239,458	220,696	18,762	156,650			82,808	<b>1 職員給与費 28人</b> 226,228  <b>2 統計職員費</b> 12,799 <b>統計職員費(物件費分)</b> 基幹統計等の実施に必要な統計専任職員の研修や普及啓発等に要する経費  <b>3 統計諸費</b> 431 県が行う統計関係事業に要する経費
142	委託統計費	1,094,645	253,735	840,910	1,094,645				<b>1 委託統計費經常分</b> 79,700 <b>家計調査費他5調査等</b> 毎年実施する基幹統計調査等に要する経費  <b>2 委託統計費周期分</b> 1,014,945 <b>国勢調査費他3調査</b> 周期的に実施する基幹統計調査に要する経費
143	単県統計費	11,150	4,078	7,072				11,150	<b>1 所得推計調査費</b> 364 県民経済計算等の実施に要する経費  <b>2 推計人口調査費</b> 7,206 推計人口調査の実施及び人口推計の新システムの構築に要する経費  <b>3 単県統計諸費</b> 3,580 <b>統計調査結果作成費</b> 統計データ利活用推進及び各種統計資料の作成に要する経費
課 計		1,345,253	478,509	866,744	1,251,295			93,958	

## 令和7年度当初予算県議会説明資料

デジタル戦略推進課

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				説明
					特定財源			一般財源	
					国支出金	地方債	その他		
116	人事管理費	379,872	356,541	23,331	24,467		164,895	190,510	<b>情報管理運営費</b> 379,872 <b>(1)電子自治体推進事業</b> 174,286 電子申請受付システム等の県・市町村による共同運用に要する経費 <b>(2)公的個人認証サービス運営事業</b> 37,438 公的個人認証システムの運用・保守に要する経費 <b>(3)行政デジタル化推進事業</b> 19,381 市町村への専門人材派遣等に要する経費 <b>(4)くまもとDXグランドデザイン推進事業</b> 36,494 くまもとDX推進コンソーシアムの運営、企業間マッチング 機会の創出、DX人材の育成に要する経費 <b>(5)データ連携基盤構築等推進事業</b> 40,016 データ連携基盤の運用、データ活用事例の創出に要する経費 <b>新(6)相良村情報通信基盤整備支援事業</b> 67,500 相良村の情報通信基盤の高度化及び民設民営化に対する支援に要する経費
126	企画総務費	95,015	97,433	-2,418				95,015	<b>職員給与費 12人</b>
127	計画調査費	62,315	60,406	1,909	5,242			57,073	<b>企画推進費</b> 62,315 <b>(1)地域情報化推進費</b> 16,599 地域情報化の推進に係る国、市町村、民間企業との連絡調整等に要する経費 <b>(2)社会保障・税番号制度に係る共同システム整備事業</b> 45,716 宛名システムの保守・改修等に要する経費
	課計	537,202	514,380	22,822	29,709		164,895	342,598	

# 令和7年度当初予算県議会説明資料

システム改革課

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				説明
					特定財源			一般財源	
					国支出金	地方債	その他		
116	人事管理費	1,012,107	754,329	257,778			12,652	999,455	<b>情報管理運営費</b> 1,012,107 <b>(1)電子計算管理運営事業</b> 203,209 ホストコンピュータシステムの管理運営に要する経費 <b>(2)庁内情報基盤管理運営事業</b> 530,004 パソコン調達、グループウェアシステムの運営等に要する経費 <b>(3)電子県庁構築事業</b> 186,648 各種情報システムの管理運営等に要する経費 <b>(4)ICTを活用した働き方改革等推進事業</b> 85,098 ICTを活用した業務効率化のための環境整備等に要する経費
126	企画総務費	109,250	108,785	465				109,250	<b>職員給与費 15人</b>
127	計画調査費	516,575	468,663	47,912			8,392	508,183	<b>企画推進費</b> <b>熊本県総合行政ネットワーク管理運営事業</b> 熊本県総合行政ネットワークの管理運営等に要する経費
	課計	1,637,932	1,331,777	306,155			21,044	1,616,888	

## 令和7年度当初予算県議会説明資料

球磨川流域復興局付

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				説明
					特定財源			一般財源	
					国支出金	地方債	その他		
126	企画総務費	257,749	268,450	-10,701				257,749	職員給与費 31人
127	計画調査費	887,423	1,221,210	-333,787			792,704	94,719	<b>1 企画推進費</b> 88,389 <b>(1)球磨川流域復興局運営費</b> 57,373 球磨川流域復興局の運営等に要する経費 <b>(2)「球磨川リバーミュージアム構想」推進事業</b> 6,000 球磨川リバーミュージアム構想の推進に要する経費 <b>新(3)人吉・球磨地域未来創造人材づくり事業</b> 23,922 地域おこし協力隊による、人吉・球磨地域の広域的な課題解決に加え、新たな移住者を呼び込む仕組み作りに要する経費 <b>2 五木村振興基金積立金</b> 5,421 <b>五木村振興基金積立金</b> 五木村振興基金に係る運用利息の積立 <b>3 球磨川流域復興基金積立金</b> 6,312 <b>球磨川流域復興基金積立金</b> 球磨川流域復興基金に係る運用利息の積立 <b>4 球磨川流域復興対策費</b> 787,301 <b>球磨川流域復興基金交付金</b> 令和2年7月豪雨被災者の住まいの再建、復興まちづくり等市町村の取組への支援に要する経費
課計		1,145,172	1,489,660	-344,488			792,704	352,468	

# 令和7年度当初予算総括表

出納局

一般会計

(単位:千円)

課名	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国支出金	地方債	その他	
会計課	972,467	1,187,137	-214,670			1,388	971,079
管理調達課	149,021	135,860	13,161			2,679	146,342
一般会計計	1,121,488	1,322,997	-201,509			4,067	1,117,421

収入証紙特別会計

会計課	2,500,000	2,600,000	-100,000			2,500,000	
-----	-----------	-----------	----------	--	--	-----------	--

部局計

部局合計	3,621,488	3,922,997	-301,509			2,504,067	1,117,421
------	-----------	-----------	----------	--	--	-----------	-----------

## 令和7年度当初予算県議会説明資料

会 計 課									(単位:千円)
事項別 明細書 頁 数	目 名	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				説 明
					特 定 財 源			一 般 財 源	
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
114	一般管理費	240,203	227,119	13,084				240,203	職員給与費 31人
119	会計管理費	725,264	953,018	-227,754			1,388	723,876	会計管理費 725,264 (1)会計管理費 20,932 (2)総合財務会計システム管理事業 179,947 (3)資金管理 604 (4)政府調達苦情検討委員会 340 (5)公金窓口収納事務取扱手数料 2,343 (6)新総合財務会計システム構築事業 414,676 (7)キャッシュレス収納 4,426 (8)公金振込事務取扱手数料 101,996
349	利 子	7,000	7,000					7,000	一時借入金利子
一般会計 計		972,467	1,187,137	-214,670			1,388	971,079	

会 計 課 (収入証紙特別会計)									(単位:千円)
事項別 明細書 頁 数	目 名	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				説 明
					特 定 財 源			一 般 財 源	
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
433	一般会計 繰 出 金	2,500,000	2,600,000	-100,000			2,500,000		<b>一般会計繰出金</b> 証紙による手数料収入の一般会計繰出金
特別会計 計		2,500,000	2,600,000	-100,000			2,500,000		
課 計		3,472,467	3,787,137	-314,670			2,501,388	971,079	

# 令和7年度当初予算県議会説明資料

管 理 調 達 課

(単位:千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				説 明
					特 定 財 源			一 般 財 源	
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
114	一般管理費	102,856	93,177	9,679				102,856	<b>職員給与費 13人</b>
119	会計管理費	46,165	42,683	3,482			2,679	43,486	<b>管理調達費</b> 46,165 <b>(1)管理調達費</b> 27,687 <b>(2)電子入札システム管理運営事業</b> 17,724 <b>(3)公契約条例推進事業</b> 754
課 計		149,021	135,860	13,161			2,679	146,342	

## 令和7年度当初予算県議会説明資料

## 債務負担行為(設定)

管理調達課

(単位:千円)

議案頁数	事項	期間	限度額
19	県有施設等管理業務	令和8年度～令和12年度	2,805
		年次別内訳	
		令和8年度	660
		令和9年度	660
		令和10年度	660
		令和11年度	660
		令和12年度	165
20	情報処理関連業務	令和8年度～令和12年度	1,438,153
		年次別内訳	
		令和8年度	405,136
		令和9年度	286,845
		令和10年度	286,473
		令和11年度	286,473
		令和12年度	173,226
20	事務機器等賃借	令和8年度～令和17年度	5,151,995
		年次別内訳	
		令和8年度	925,946
		令和9年度	879,954
		令和10年度	879,408
		令和11年度	877,770
		令和12年度	830,154
		令和13年度	498,041
		令和14年度	251,023
		令和15年度	3,233
		令和16年度	3,233
		令和17年度	3,233

## 令和7年度当初予算総括表

各種事務局

一般会計

(単位:千円)

部 局 等 名	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
人事委員会事務局	213,764	179,844	33,920			3,150	210,614
一 般 会 計 計	213,764	179,844	33,920			3,150	210,614

一般会計

(単位:千円)

部 局 等 名	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
監査委員事務局	199,342	182,147	17,195				199,342
一 般 会 計 計	199,342	182,147	17,195				199,342

一般会計

(単位:千円)

部 局 等 名	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
議 会 事 務 局	1,457,310	1,864,730	-407,420		65,000		1,392,310
一 般 会 計 計	1,457,310	1,864,730	-407,420		65,000		1,392,310

## 令和7年度当初予算県議会説明資料

## 人事委員会事務局

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				説明
					特定財源			一般財源	
					国支出金	地方債	その他		
144	委員会費	6,226	6,229	-3				6,226	1 委員報酬 3人 5,564 2 運営費 662
144	事務局費	207,538	173,615	33,923			3,150	204,388	1 職員給与費 16人 132,788 2 運営費 74,750 (1)事務局運営費 4,999 (2)県職員等採用試験事務費 59,240 (3)公平事務費 2,657 (4)給与制度等調査研究及び労働基準監督費 1,073 (5)「県庁のしごと」魅力発信事業費 6,781
課計		213,764	179,844	33,920			3,150	210,614	

## 監査委員事務局

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				説明
					特定財源			一般財源	
					国支出金	地方債	その他		
147	委員費	21,108	20,899	209				21,108	1 委員報酬等 4人 20,164 2 運営費 944
147	事務局費	178,234	161,248	16,986				178,234	1 職員給与費 18人 163,492 2 運営費 14,742
課計		199,342	182,147	17,195				199,342	

# 令和7年度当初予算県議会説明資料

議会事務局

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源	説明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
111	議会費	979,919	983,439	-3,520				979,919	<b>1 議員報酬等 49人</b> 709,523 <b>2 運営費</b> 270,396 ・定例会・委員会費用弁償等経費 74,974 ・海外友好訪問及び委員会調査活動経費 11,941 ・政務活動費等経費 176,784 ・全国・九州議長会経費 6,697
111	事務局費	477,391	881,291	-403,900		65,000		412,391	<b>1 職員給与費 32人</b> 277,279 <b>2 運営費</b> 200,112 <b>(1)管理運営費</b> 89,693 ・本会議・委員会運営費 83,691 ・議会広報等経費 5,245 ・各種協議会等負担金 347 ・高校生県議会運営費 410 <b>(2)維持修繕費</b> 110,419 ・庁舎管理費 16,384 ・議会棟改修工事費等 94,035
課計		1,457,310	1,864,730	-407,420		65,000		1,392,310	

## 債務負担行為(設定)

議会事務局

(単位:千円)

議案頁数	事項	期間	限度額
12	県議会棟改修事業 熊本市	令和8年度	202,799

令和7年2月定例会

総務常任委員会説明資料  
(条例等関係)

総 務 部  
企 画 振 興 部

第 57 号

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村 敬

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「行政職給料表」を「医療職給料表(2)」に改め、「以上」を削り、同条第6項中「55歳(人事委員会規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの)に達した職員に関する当該年齢に達した日後における最初の4月1日以後」を「次の各号に掲げる職員」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第5条第4項の人事委員会規則で定める日の属する年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。)の4月1日において55歳(人事委員会規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの)に達している職員(次号に掲げる職員を除く。)

(2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員

第7条の3第1項中「15年」を「20年」に改め、同項第2号中「46,800円」を「60,000円」に改める。

第8条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第1項ただし書中「次項第1号及び第3号から第6号まで」を「次項第2号から第5号まで」に、「以下「扶養親族たる配偶者、父母等」を「第3項において「扶養親族たる父母等」に改め、「(以下「行政職9級職員等」という。)」を削り、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。))については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等」に改め、「(以下「行政職8級職員等」という。)」及び「前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき10,500円」を削り、同条第4項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第9条を次のように改める。

#### 第9条 削除

第9条の2第2項第3号中「100分の15」を「100分の12」に改め、同項第4号中「100分の12」を「100分の8」に改め、同項第5号中「100分の10」を「100分の4」に改め、同項第6号及び第7号を削る。

第9条の5第1項第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」を加える。

第10条第3項第1号中「以下この号及び次項」を「次項及び第6項」に、「いう。）」を「いう。）」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、その額と55,000円との差額の2分の1を55,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第4項中「（第1号及び次項」を「（第1号、次項及び第6項」に改め、「でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同項第1号を次のように改める。

（1）特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第6項において「特別料金等相当額」という。）

第10条第5項中「国家公務員、他の地方公共団体の公務員、沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者（以下「国家公務員等」という。）であった者から引き続き」を「新たに」に改め、「でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第3項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第10条の2第3項中「国家公務員等であった者が、引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）」を削る。

第11条の3第2項中「国家公務員等」を「国家公務員、他の地方公共団体の公務員、沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者若しくは公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者」に改める。

第15条の3第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「午前0時」を「午後10時」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「に定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第15条の8の2第1項中「から第9条まで、第9条の3、第9条の5、第11条の2及び第11条の3」を「及び第8条」に改める。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

## 行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200		
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700		
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200		
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700		
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000		
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300		
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500		
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700		
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000		
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300		
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500		
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700		
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500		
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300		
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100		
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700		
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300		
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900		
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500		
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200		
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000		
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400		
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100		
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600		
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000		
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400		
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800		
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200		
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600		
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000		
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300		

	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	
	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700	
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500		
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800		
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000		
	77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200		
	78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500		
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800			
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000			
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200			
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500			
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800			
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000			
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200			
86	256,000	297,100	346,000					
87	256,300	297,400	346,400					
88	256,600	297,700	346,800					

89	256,900	298,000	347,000						
90	257,200	298,300	347,400						
91	257,500	298,600	347,800						
92	257,800	299,000	348,200						
93	258,100	299,200	348,400						
94		299,400	348,800						
95		299,700	349,200						
96		300,100	349,500						
97		300,300	349,800						
98		300,600	350,200						
99		301,000	350,600						
100		301,400	351,000						
101		301,600	351,500						
102		301,900	351,900						
103		302,200	352,300						
104		302,500	352,700						
105		302,700	353,200						
106		303,000	353,600						
107		303,300	353,900						
108		303,600	354,200						
109		303,800	354,700						
110		304,200							
111		304,600							
112		304,900							
113		305,100							
114		305,300							
115		305,600							
116		306,000							
117		306,200							
118		306,400							
119		306,700							
120		307,000							
121		307,400							
122		307,600							
123		307,900							
124		308,200							
125		308,500							
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000

備考 この表は、他の条例に別段の定めのあるものを除くほか、他の給料表の適用を受けない全ての職員（第15条の9及び附則第2項に規定する職員を除く。）に適用する。

## 別表第2（第4条関係）

## 公安職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額 円								
	1	211,600	232,600	255,500	295,400	331,900	353,300	384,100	420,300	466,000
	2	214,000	234,800	257,500	296,400	333,400	355,000	385,800	421,900	472,200
	3	216,400	237,000	259,700	297,400	334,900	356,700	387,500	423,500	477,200
	4	218,800	239,200	261,900	298,300	336,400	358,300	389,200	425,000	481,500
	5	221,200	241,400	264,000	298,900	337,900	359,900	390,700	426,500	485,500
	6	223,600	243,400	265,300	299,600	339,300	361,600	392,300	428,100	489,000
	7	226,000	245,400	266,600	300,300	340,600	363,200	393,900	429,500	492,000
	8	228,200	247,200	267,900	301,000	341,900	364,800	395,500	430,900	494,500
	9	230,400	249,000	269,200	301,700	343,200	366,400	397,100	432,000	496,700
	10	232,500	250,700	270,500	302,400	344,800	368,000	398,700	433,400	
	11	234,600	252,400	271,800	303,100	346,400	369,600	400,300	434,900	
	12	236,600	253,800	273,100	303,700	348,000	371,200	401,900	436,400	
	13	238,600	255,200	274,400	304,400	349,500	372,800	403,400	437,700	
	14	240,600	257,000	275,600	305,200	351,100	374,400	405,400	439,400	
	15	242,600	258,400	276,700	305,900	352,700	376,000	407,400	441,000	
	16	244,200	259,900	278,200	306,700	354,200	377,600	409,400	442,600	
	17	245,800	261,400	279,500	307,400	355,700	379,200	410,900	444,000	
	18	247,300	262,600	280,800	308,200	357,300	380,800	412,600	445,700	
	19	248,800	263,800	282,100	309,200	358,900	382,400	414,200	447,400	
	20	250,300	264,900	283,300	310,100	360,400	384,000	415,900	449,000	
	21	251,800	266,200	284,500	311,000	361,900	385,600	417,500	450,400	
	22	253,400	267,400	285,100	312,300	363,500	387,200	419,000	451,100	
	23	254,900	268,700	285,700	313,600	365,100	388,900	420,500	451,800	
	24	256,400	270,000	286,300	314,900	366,700	390,600	421,900	452,500	
	25	257,900	271,400	286,800	316,200	368,100	392,300	423,100	452,900	
	26	259,100	272,800	287,400	317,700	369,800	394,300	424,600	453,400	
	27	260,300	274,100	288,000	319,000	371,500	396,200	426,100	454,000	
	28	261,500	275,400	288,500	320,100	373,100	398,100	427,500	454,600	
	29	262,700	276,400	289,000	321,100	374,700	399,800	429,000	455,200	
	30	264,000	277,700	289,600	322,300	376,300	401,200	430,300	455,900	
	31	265,300	279,000	290,100	323,500	377,900	402,400	431,500	456,400	
	32	266,600	280,200	290,600	324,600	379,600	403,700	432,700	456,900	
	33	267,900	281,400	291,100	325,700	381,300	404,700	433,700	457,400	
	34	269,400	282,000	291,700	326,900	383,300	405,800	434,400	457,700	
	35	270,700	282,600	292,200	328,100	385,300	406,800	435,200	458,000	
	36	272,100	283,200	292,700	329,200	387,300	407,800	435,900	458,400	
	37	273,100	283,700	293,200	330,300	389,000	408,900	436,400	458,800	
	38	274,400	284,300	293,800	331,500	390,700	410,100	436,800	459,000	
	39	275,700	284,900	294,400	332,700	392,200	411,200	437,200	459,300	
	40	276,900	285,500	295,000	333,900	393,700	412,300	437,500	459,500	
	41	278,100	286,000	295,700	335,100	394,900	413,500	437,800	459,900	
	42	278,700	286,600	296,400	336,300	395,900	414,300	438,100	460,100	
	43	279,300	287,200	297,100	337,500	396,900	415,100	438,400	460,300	
	44	279,900	287,700	297,800	338,700	397,900	415,700	438,700	460,500	
	45	280,300	288,200	298,400	339,900	399,000	416,200	438,900	460,900	
	46	280,900	288,700	299,300	341,200	400,100	416,900	439,200		
	47	281,400	289,200	300,100	342,400	401,200	417,600	439,500		
	48	281,900	289,700	300,900	343,600	402,300	418,200	439,800		

	49	282,400	290,300	301,700	344,800	403,600	418,900	440,100
	50	283,000	290,800	302,800	346,200	404,400	419,300	440,400
	51	283,500	291,400	303,900	347,500	405,200	419,900	440,700
	52	284,000	292,000	304,900	348,800	405,800	420,500	441,000
	53	284,500	292,600	305,900	349,700	406,300	420,900	441,200
	54	285,100	293,300	307,000	351,000	407,000	421,300	441,500
	55	285,600	294,000	308,000	352,200	407,700	421,800	441,800
	56	286,100	294,700	309,100	353,400	408,400	422,300	442,100
	57	286,600	295,300	310,100	354,600	408,700	422,800	442,300
	58	287,100	296,200	311,200	356,000	409,400	423,400	442,600
	59	287,600	297,000	312,300	357,400	410,100	423,800	442,900
	60	288,100	297,800	313,400	358,800	410,600	424,200	443,100
	61	288,600	298,600	314,400	360,100	411,000	424,600	443,300
	62	289,100	299,500	315,500	361,600	411,400	424,900	443,600
	63	289,600	300,400	316,600	363,100	411,900	425,200	443,900
	64	290,100	301,300	317,700	364,500	412,400	425,500	444,200
	65	290,600	302,100	318,700	365,700	412,900	425,800	444,400
	66	291,100	303,000	319,800	367,100	413,300	426,100	444,700
	67	291,600	303,800	320,900	368,400	413,800	426,400	445,000
	68	292,100	304,600	322,000	369,800	414,300	426,600	445,300
	69	292,600	305,500	323,000	370,900	414,800	426,800	445,500
	70	293,100	306,400	324,200	372,100	415,300	427,100	445,800
	71	293,600	307,300	325,400	373,300	415,900	427,400	446,100
	72	294,100	308,200	326,600	374,500	416,400	427,600	446,400
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	73	294,600	309,000	327,300	375,800	416,800	427,800	446,600
	74	295,200	309,900	328,600	377,000	417,400	428,100	
	75	295,800	310,800	329,900	378,200	417,900	428,400	
	76	296,300	311,600	331,200	379,300	418,100	428,600	
	77	296,800	312,300	332,500	380,400	418,400	428,800	
	78	297,400	313,200	333,900	381,600	418,900	429,100	
	79	298,000	314,100	335,300	382,700	419,200	429,400	
	80	298,600	315,100	336,700	383,900	419,500	429,600	
	81	299,200	316,000	338,000	385,000	419,800	429,800	
	82	299,900	317,100	339,600	385,600	420,200	430,100	
	83	300,600	318,100	341,100	386,100	420,600	430,400	
	84	301,200	319,100	342,600	386,600	421,000	430,600	
	85	301,800	320,000	344,000	387,200	421,300	430,800	
	86	302,500	321,000	345,500	387,800			
	87	303,200	322,000	347,000	388,400			
	88	303,900	323,000	348,400	389,000			
	89	304,600	324,000	349,700	389,300			
	90	305,400	325,300	350,900	389,800			
	91	306,200	326,500	352,100	390,300			
	92	306,900	327,700	353,400	390,800			
	93	307,400	328,900	354,700	391,200			
	94	308,300	330,200	356,200	391,600			
	95	309,200	331,400	357,700	392,100			
	96	310,000	332,600	359,100	392,600			
	97	310,800	333,800	360,400	393,000			
	98	311,800	335,100	361,600	393,500			
	99	312,700	336,300	362,700	394,000			
	100	313,600	337,500	363,900	394,500			

101	314,500	338,900	365,000	394,800					
102	315,500	339,800	366,100	395,200					
103	316,500	340,800	367,200	395,700					
104	317,400	341,900	368,300	396,000					
105	318,200	343,000	369,500	396,300					
106	318,800	344,100	370,000	396,800					
107	319,400	345,100	370,600	397,300					
108	320,000	346,100	371,200	397,800					
109	320,500	347,300	371,800	398,100					
110	321,000	348,300	372,300	398,600					
111	321,400	349,300	372,700	399,100					
112	321,900	350,200	373,200	399,600					
113	322,700	351,100	373,600	399,900					
114	323,400	352,000	374,000	400,400					
115	324,100	353,000	374,500	400,900					
116	324,700	354,000	375,000	401,400					
117	325,300	355,000	375,400	401,800					
118	326,000	355,400	375,900	402,300					
119	326,700	356,000	376,500	402,700					
120	327,500	356,600	377,000	403,200					
121	328,100	356,900	377,200	403,600					
122	328,400	357,300	377,700						
123	328,900	357,700	378,200						
124	329,400	358,100	378,600						
125	329,700	358,500	379,100						
126		358,900	379,600						
127		359,300	380,100						
128		359,700	380,600						
129		360,100	380,900						
130		360,500	381,400						
131		360,900	381,900						
132		361,300	382,400						
133		361,500	382,700						
134		362,000	383,200						
135		362,400	383,600						
136		362,700	384,000						
137		363,000	384,300						
138		363,400	384,800						
139		363,900	385,300						
140		364,400	385,800						
141		364,700	386,100						
142		365,200							
143		365,700							
144		366,200							
145		366,500							
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	246,200	258,000	262,200	293,800	310,600	324,900	348,600	384,200	416,200

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3 (第4条関係)

## 研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	183,900	233,900	326,100	376,000	446,500
	2	185,000	238,200	328,100	377,400	456,400
	3	186,200	240,900	330,100	378,800	465,800
	4	187,300	243,600	332,100	380,200	475,700
	5	188,400	246,200	333,900	381,600	485,300
	6	190,500	247,800	335,900	383,000	495,100
	7	192,600	249,300	337,800	384,400	504,000
	8	194,700	250,800	339,700	385,800	511,900
	9	196,800	252,300	341,500	387,200	519,700
	10	198,800	254,400	343,100	388,700	526,800
	11	200,800	256,500	344,700	390,100	532,100
	12	202,800	258,500	346,300	391,500	536,600
	13	204,800	260,500	347,900	392,900	539,600
	14	206,700	262,800	348,900	394,400	541,600
	15	208,600	265,100	349,900	395,900	
	16	210,400	267,300	350,900	397,400	
	17	212,100	269,500	352,000	398,900	
	18	213,900	271,900	353,300	400,500	
	19	215,700	274,300	354,500	402,100	
	20	217,500	276,700	355,700	403,800	
	21	219,300	279,000	356,900	405,000	
	22	221,100	281,100	358,000	406,400	
	23	222,800	283,200	359,100	407,800	
	24	224,500	285,200	360,200	409,100	
	25	226,200	287,200	361,300	410,400	
	26	228,300	289,100	362,300	411,700	
	27	230,200	291,000	363,300	413,200	
	28	232,100	292,900	364,300	414,700	
	29	234,000	294,800	365,200	415,900	
	30	235,100	296,300	366,100	417,100	
	31	236,200	297,800	366,900	418,700	
	32	237,300	299,300	367,700	420,200	
	33	238,700	300,800	368,400	421,500	
	34	240,200	302,300	369,200	422,900	
	35	241,700	303,800	370,000	424,300	
	36	243,200	305,200	370,800	425,700	
	37	244,700	306,600	371,600	427,100	
	38	246,300	307,500	372,400	428,500	
	39	247,900	308,400	373,200	429,900	
	40	249,500	309,300	374,000	431,300	

	41	251,100	310,100	374,800	432,400
	42	252,600	310,600	376,100	433,700
	43	254,100	311,100	377,400	435,100
	44	255,600	311,600	378,600	436,400
	45	257,100	312,100	379,300	437,200
	46	258,400	312,600	380,300	438,000
	47	259,600	313,100	381,100	438,900
	48	260,800	313,600	381,800	439,800
	49	262,000	314,000	382,500	440,600
	50	263,100	314,500	383,200	441,400
	51	264,200	315,000	383,900	442,000
	52	265,300	315,500	384,600	442,800
	53	266,400	315,900	385,200	443,200
	54	267,500	316,400	385,900	443,800
	55	268,500	316,800	386,700	444,300
	56	269,500	317,200	387,500	444,800
	57	270,500	317,600	388,100	445,300
定年	58	271,200	318,000	388,900	
前再	59	271,800	318,400	389,600	
任用	60	272,400	318,800	390,300	
短時	61	273,000	319,200	390,900	
間勤	62	273,600	319,800	391,600	
務職	63	274,200	320,400	392,300	
員以	64	274,800	321,000	393,000	
外の	65	275,400	321,500	393,700	
職員	66	276,000	322,100	394,300	
	67	276,600	322,700	394,900	
	68	277,200	323,300	395,600	
	69	277,800	323,800	396,300	
	70	278,500	324,400	396,800	
	71	279,200	325,000	397,400	
	72	279,900	325,600	398,000	
	73	280,500	326,100	398,500	
	74	281,200	326,800	399,100	
	75	281,900	327,500	399,700	
	76	282,600	328,200	400,200	
	77	283,200	328,900	400,700	
	78	283,900	329,600	401,200	
	79	284,600	330,300	401,700	
	80	285,200	331,000	402,400	
	81	285,800	331,700	402,800	
	82	286,500	332,500		
	83	287,200	333,200		
	84	287,800	333,800		
	85	288,400	334,300		
	86	289,100	334,800		
	87	289,800	335,200		
	88	290,400	335,600		

	89	291,000	335,900			
	90	291,700	336,400			
	91	292,400	336,800			
	92	293,000	337,200			
	93	293,600	337,500			
	94	294,300	337,900			
	95	294,900	338,300			
	96	295,500	338,700			
	97	295,800	339,200			
	98	296,400	339,700			
	99	297,000	340,200			
	100	297,500	340,700			
	101	298,000	341,200			
	102	298,400	341,700			
	103	298,800	342,200			
	104	299,200	342,700			
	105	299,600	343,100			
	106	300,100	343,500			
	107	300,600	344,000			
	108	300,900	344,400			
	109	301,100	344,900			
	110	301,500	345,300			
	111	301,800	345,700			
	112	302,000	346,100			
	113	302,300	346,600			
	114	302,600	347,000			
	115	302,900	347,400			
	116	303,200	347,800			
	117	303,500	348,300			
	118	303,800	348,700			
	119	304,000	349,100			
	120	304,300	349,500			
	121	304,600	349,900			
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
		221,800	263,600	288,600	331,400	390,600

備考 この表は、試験研究機関等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4（第4条関係）

医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表（1）

職員 の区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100	549,800
	2	293,700	403,000	457,100	555,900
	3	296,000	405,600	459,000	561,200
	4	298,200	408,100	460,900	566,100
	5	300,300	410,500	462,300	570,500
	6	303,800	412,700	464,100	574,800
	7	307,300	414,800	465,900	578,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400
	9	314,100	419,000	469,500	583,900
	10	317,600	420,500	471,300	586,200
	11	321,000	422,000	473,100	
	12	324,400	423,500	474,900	
	13	327,800	424,900	476,700	
	14	331,300	426,400	478,500	
	15	334,700	427,900	480,300	
	16	338,100	429,300	482,100	
	17	341,500	430,700	483,900	
	18	344,600	432,200	485,800	
	19	347,700	433,700	487,700	
	20	350,800	435,100	489,600	
	21	354,000	436,500	491,500	
	22	357,100	438,000	493,200	
	23	360,200	439,500	495,000	
	24	363,200	440,900	496,800	
	25	366,200	442,300	498,400	
	26	368,500	443,700	500,200	
	27	370,800	445,100	502,000	
	28	373,000	446,500	503,600	
	29	374,900	447,900	505,000	
	30	376,600	449,300	506,700	
	31	378,300	450,700	508,500	
	32	380,100	452,100	510,200	
	33	381,900	453,500	511,700	
	34	383,700	454,900	513,000	
	35	385,300	456,300	514,300	
	36	386,700	457,700	515,600	
	37	388,100	459,100	516,600	
	38	389,600	460,800	517,900	
	39	391,100	462,400	519,200	
	40	392,600	464,000	520,500	

	41	394,100	465,600	521,500
	42	394,800	466,800	522,300
定年	43	395,400	468,000	523,100
前再	44	396,100	469,100	523,900
任用	45	397,000	470,100	524,800
短時	46	397,600	471,100	525,600
間勤	47	398,200	472,000	526,400
務職	48	398,800	472,800	527,100
員以	49	399,400	473,500	527,900
外の	50	399,900	474,200	528,700
職員	51	400,400	474,900	529,400
	52	400,900	475,500	530,300
	53	401,400	476,200	531,200
	54	401,800	476,900	532,000
	55	402,200	477,500	532,900
	56	402,600	478,100	533,800
	57	403,000	478,400	534,600
	58	403,400	479,000	535,500
	59	403,800	479,700	536,400
	60	404,200	480,400	537,100
	61	404,600	480,800	537,900
	62	405,000	481,400	538,800
	63	405,400	482,100	539,700
	64	405,800	482,800	540,600
	65	406,100	483,200	541,400
	66		483,800	542,300
	67		484,400	543,200
	68		484,900	544,100
	69		485,400	544,900
	70		485,900	545,800
	71		486,400	546,700
	72		486,900	547,600
	73		487,300	548,400
	74		487,800	
	75		488,200	
	76		488,700	
	77		489,200	
	78		489,800	
	79		490,400	
	80		490,800	
	81		491,300	
	82		491,900	
	83		492,500	
	84		493,000	
	85		493,500	

定年前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円
	301,700	344,400	399,500	473,300

備考 この表は、医療施設、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表 (2)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000
	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000
	21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100
	22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900
	23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300
	24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300	445,000
	25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500
	26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900
	27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600	446,300
	28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700	446,700
	29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500	447,100
	30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300	447,500
	31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100	447,900
	32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900	448,200
	33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300	448,500
	34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900	448,900
	35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400	449,200
	36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800	449,500
	37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200	449,800
	38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400	
	39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700	
	40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000	

	41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300
	42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600
	43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900
	44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200
	45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400
	46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700
	47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000
	48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300
	49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500
	50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800
	51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100
	52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	411,400
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	411,600
	54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000	
	55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700	
	56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300	
	57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700	
	58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200	
	59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800	
	60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400	
	61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800	
	62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300	
	63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800	
	64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300	
	65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900	
	66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400	
	67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000	
	68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600	
69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100		
70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600		
71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100		
72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600		
73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900		
74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400		
75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800		
76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200		
77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600		
78	254,800	291,900	328,600	349,900			
79	255,100	292,200	329,000	350,100			
80	255,300	292,500	329,500	350,400			
81	255,500	292,800	330,000	350,900			
82	255,800	293,100	330,400	351,200			
83	256,100	293,400	330,600	351,500			
84	256,300	293,700	330,900	351,800			
85	256,500	293,900	331,300	352,200			
86		294,100	331,700	352,500			
87		294,300	332,000	352,800			
88		294,500	332,300	353,100			

	89		294,900	332,600	353,500			
	90		295,100	332,800	353,800			
	91		295,300	333,200	354,100			
	92		295,500	333,500	354,400			
	93		295,900	333,700	354,700			
	94		296,100	334,000	355,100			
	95		296,300	334,300	355,500			
	96		296,600	334,600	355,900			
	97		296,900	334,800	356,400			
	98		297,100	335,100	356,800			
	99		297,300	335,400	357,200			
	100		297,600	335,600	357,600			
	101		297,900	335,800	358,100			
	102		298,100	336,000				
	103		298,300	336,400				
	104		298,600	336,600				
	105		298,900	336,800				
	106			337,200				
	107			337,600				
	108			338,000				
	109			338,200				
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400	371,000

備考 この表は、医療施設、保健所、家畜保健衛生所、教育機関等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表 (3)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300
	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100
	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800
	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400
	26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100
	27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900
	28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700
	29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200
	30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700
	31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200
	32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500
	33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600
	34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700
	35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800
	36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000
	37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300
	38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400
	39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600
	40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700

	41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900
	42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	427,900
	43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	429,000
	44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500	430,100
	45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000	431,100
	46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200	431,600
	47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300	432,200
	48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500	432,600
	49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600	433,200
	50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500	433,700
	51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500	434,100
	52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400	434,600
	53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000	435,100
	54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800	435,500
	55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600	435,800
	56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400	436,100
	57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100	436,500
	58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800	
	59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500	
	60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100	
	61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700	
	62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300	
	63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000	
	64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600	
	65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300	
	66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800	
	67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400	
	68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900	
	69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300	
	70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900	
	71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400	
	72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700	
	73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000	
	74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500	
	75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900	
	76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200	
	77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500	
	78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000	
定年	79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500	
前再	80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900	
任用	81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200	
短時	82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600	
間勤	83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100	
務職	84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500	
員以	85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900	
外の	86	286,100	312,900	350,700	369,600		
職員	87	286,600	313,900	351,500	370,200		
	88	287,100	314,900	352,300	370,700		

89	287,600	315,800	352,900	371,000
90	288,100	316,900	353,500	371,500
91	288,600	317,900	354,100	371,900
92	289,100	318,900	354,700	372,200
93	289,600	319,700	355,100	372,800
94	290,200	320,400	355,500	373,300
95	290,800	321,100	356,000	373,800
96	291,400	321,700	356,400	374,300
97	292,000	322,200	356,900	374,900
98	292,500	322,500	357,300	375,400
99	293,000	323,100	357,800	375,900
100	293,500	323,700	358,200	376,300
101	294,000	324,100	358,500	376,900
102	294,500	324,700	359,000	377,400
103	295,000	325,300	359,400	377,900
104	295,400	325,800	359,700	378,400
105	295,800	326,200	360,100	379,000
106	296,300	326,700	360,600	379,400
107	296,800	327,200	361,100	379,900
108	297,100	327,700	361,600	380,400
109	297,300	328,100	362,100	381,000
110	297,600	328,500	362,600	
111	297,800	328,800	363,100	
112	298,100	329,100	363,500	
113	298,400	329,400	363,900	
114	298,600	329,800	364,300	
115	298,900	330,100	364,800	
116	299,100	330,400	365,300	
117	299,400	330,600	365,700	
118	299,700	330,900	366,200	
119	300,000	331,200	366,700	
120	300,300	331,400	367,200	
121	300,600	331,600	367,500	
122	301,000	331,900		
123	301,300	332,200		
124	301,600	332,500		
125	301,800	332,700		
126	302,000	333,000		
127	302,300	333,400		
128	302,700	333,600		
129	302,900	333,800		
130	303,200	334,000		
131	303,600	334,400		
132	304,000	334,600		
133	304,200	334,900		
134	304,500	335,300		
135	304,800	335,700		
136	305,100	336,100		

	137	305,300	336,400				
	138	305,600	336,800				
	139	305,900	337,200				
	140	306,200	337,600				
	141	306,400	337,900				
	142	306,800	338,300				
	143	307,200	338,600				
	144	307,500	339,000				
	145	307,700	339,300				
	146	307,900	339,700				
	147	308,200	340,100				
	148	308,600	340,500				
	149	308,800	340,800				
	150	309,000	341,200				
	151	309,300	341,600				
	152	309,600	342,000				
	153	310,000	342,300				
	154	310,200					
	155	310,400					
	156	310,700					
	157	311,000					
	158	311,300					
	159	311,600					
	160	311,900					
	161	312,300					
	162	312,600					
	163	312,900					
	164	313,200					
	165	313,600					
	166	313,900					
	167	314,200					
	168	314,500					
	169	314,900					
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額					
		円	円	円	円	円	円
		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900

備考 この表は、医療施設、保健所等に勤務する保健師、看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第19号)の一部を次のように改正する。

第9条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第1項ただし書中「次項第1号及び第3号から第6号まで」を「次項第2号から第5号まで」に、「以下「扶養親族たる配偶者、父母等」を「第3項において「扶養親族たる父母等」に改め、「(以下「行政職9級相当職員」という。)」を削り、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。))については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等」に改め、「(以下「行政職8級相当職員」という。))」及び「前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき10,500円」を削り、同条第4項中「(以下「特定期間」という。))」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

第10条の2第2項第3号中「100分の15」を「100分の12」に改め、同項第4号中「100分の12」を「100分の8」に改め、同項第5号中「100分の10」を「100分の4」に改め、同項第6号及び第7号を削る。

第10条の4第1項第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。))」を加える。

第11条第3項第1号中「以下この号及び次項」を「次項及び第6項」に、「いう。))」を「いう。))」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、その額と55,000円との差額の2分の1を55,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条第4項中「(第1号及び次項」を「(第1号、次項及び第6項」に改め、「でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同項第1号を次のように改める。

(1) 特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第6項において「特別料金等相当額」という。))

第11条第5項中「国家公務員、他の地方公共団体の公務員、沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者（以下「国家公務員等」という。）であった者から引き続き」を「新たに」に改め、「でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第3項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第11条の2第3項中「国家公務員等であった者が、引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）」を削る。

第14条の3第2項中「国家公務員等」を「国家公務員、他の地方公共団体の公務員、沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者若しくは公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者」に改める。

第15条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「午前0時」を「午後10時」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「に定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第18条中「から第10条まで、第10条の4、第14条の2及び第14条の3」を「及び第9条」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

教 育 職 給 料 表 （2）

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	199,900	246,300	319,700	376,800	451,900
	2	202,200	247,800	321,500	378,300	453,700
	3	204,500	249,200	323,300	379,700	455,500
	4	206,700	250,600	325,000	381,100	457,300
	5	208,900	252,000	326,600	382,500	458,900
	6	211,200	253,200	328,500	384,000	460,600
	7	213,400	254,400	330,400	385,500	462,500
	8	215,600	255,600	332,300	386,900	464,200
	9	217,800	257,000	334,100	388,200	465,900
	10	220,000	258,200	336,100	389,700	467,500
	11	222,200	259,500	337,900	391,200	469,000
	12	224,400	260,800	339,700	392,700	470,500
	13	226,600	262,100	341,400	394,100	472,000
	14	228,700	264,000	343,100	395,600	473,300
	15	230,800	265,800	344,700	397,100	474,600
	16	232,900	267,600	346,300	398,600	475,900
	17	235,000	269,300	347,900	400,000	477,100
	18	236,800	271,500	349,200	401,600	477,800
	19	238,500	273,700	350,400	403,200	478,500
	20	240,200	275,900	351,600	404,700	479,200
	21	241,900	278,100	352,900	405,900	479,800
	22	243,200	280,300	354,500	407,300	
	23	244,500	282,500	356,100	408,700	
	24	245,800	284,600	357,600	410,000	
	25	247,000	286,600	359,100	411,600	
	26	248,200	288,500	360,700	413,000	
	27	249,400	290,400	362,300	414,300	
	28	250,600	292,200	363,800	415,700	
	29	251,700	294,000	365,300	417,100	
	30	252,900	295,900	366,900	418,400	
	31	254,100	297,700	368,500	419,900	
	32	255,300	299,400	370,000	421,400	
	33	256,400	301,100	371,500	423,000	
	34	257,700	302,900	373,100	424,400	
	35	259,000	304,600	374,700	426,000	
	36	260,300	306,200	376,200	427,500	
	37	261,700	307,800	377,700	429,200	
	38	263,100	309,500	379,200	430,700	
	39	264,400	311,300	380,700	432,300	
	40	265,700	313,000	382,100	433,900	

	41	267,000	314,300	383,500	435,400
	42	268,000	316,200	385,000	436,900
	43	269,000	318,000	386,400	438,100
	44	269,900	319,700	387,800	439,300
	45	270,600	321,400	389,300	440,500
	46	271,400	323,300	390,900	441,800
	47	272,200	325,000	392,500	443,000
	48	273,000	326,700	393,900	444,200
	49	273,800	328,400	395,100	445,300
	50	274,600	330,200	396,500	446,500
	51	275,300	332,000	397,900	447,700
	52	276,100	333,700	399,200	448,900
	53	276,900	335,400	400,400	450,100
	54	277,700	336,700	401,600	451,300
	55	278,500	338,000	402,900	452,500
	56	279,300	339,300	404,200	453,700
	57	280,000	340,800	405,500	454,800
	58	280,600	342,400	406,800	455,400
	59	281,400	343,900	408,200	455,900
	60	282,300	345,500	409,400	456,400
	61	283,100	347,000	410,600	456,900
	62	283,700	348,600	412,000	
	63	284,500	350,200	413,400	
	64	285,200	351,700	414,700	
	65	286,200	353,200	415,900	
	66	287,000	354,800	417,100	
	67	287,800	356,400	418,400	
	68	288,500	357,900	419,800	
	69	289,200	359,400	421,100	
	70	290,000	361,000	422,300	
	71	290,800	362,600	423,300	
	72	291,500	364,100	424,500	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	73	292,200	365,600	425,700	
	74	292,900	367,200	426,800	
	75	293,600	368,800	428,000	
	76	294,200	370,300	429,000	
	77	294,800	371,800	430,100	
	78	295,500	373,200	431,100	
	79	296,200	374,600	432,100	
	80	296,800	375,900	433,100	
	81	297,400	377,200	434,000	
	82	298,100	378,600	434,800	
	83	298,800	380,000	435,600	
	84	299,500	381,300	436,400	
	85	300,200	382,400	437,100	
	86	301,000	383,800	437,500	
	87	301,700	385,100	437,900	
	88	302,400	386,400	438,300	

89	303, 100	387, 600	438, 700
90	304, 000	388, 900	439, 000
91	304, 800	390, 000	439, 300
92	305, 600	391, 200	439, 500
93	306, 100	392, 400	439, 800
94	306, 900	393, 500	440, 100
95	307, 700	394, 700	440, 400
96	308, 500	395, 900	440, 600
97	309, 200	397, 300	440, 800
98	310, 000	398, 300	441, 100
99	310, 800	399, 300	441, 400
100	311, 500	400, 300	441, 600
101	312, 300	401, 200	441, 800
102	313, 200	402, 200	442, 100
103	314, 100	403, 300	442, 400
104	314, 900	404, 400	442, 600
105	315, 500	405, 100	442, 800
106	316, 300	406, 000	
107	317, 100	406, 900	
108	317, 900	407, 800	
109	318, 600	408, 600	
110	319, 000	409, 400	
111	319, 400	410, 200	
112	319, 900	411, 000	
113	320, 400	411, 600	
114	320, 800	412, 300	
115	321, 300	413, 000	
116	321, 700	413, 700	
117	322, 200	414, 300	
118	322, 700	414, 800	
119	323, 100	415, 200	
120	323, 600	415, 500	
121	324, 100	415, 800	
122	324, 500	416, 100	
123	325, 000	416, 400	
124	325, 500	416, 600	
125	326, 100	416, 800	
126	326, 400	417, 100	
127	326, 700	417, 400	
128	327, 000	417, 600	
129	327, 200	417, 800	
130	327, 500	418, 100	
131	327, 800	418, 400	
132	328, 000	418, 600	
133	328, 200	418, 800	
134	328, 400	419, 100	
135	328, 600	419, 400	
136	328, 900	419, 600	

	137	329,200	419,800			
	138	329,400	420,100			
	139	329,700	420,400			
	140	330,000	420,600			
	141	330,200	420,800			
	142	330,400	421,100			
	143	330,700	421,400			
	144	330,900	421,600			
	145	331,200	421,800			
	146	331,400				
	147	331,700				
	148	332,000				
	149	332,200				
	150	332,400				
	151	332,700				
	152	333,000				
	153	333,200				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
		238,500	279,100	308,200	336,600	421,900

備考 1 この表は、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、教頭、教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

(熊本縣市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 熊本縣市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第20号）

の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

## 教 育 職 給 料 表 (3)

職員 の区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	199,900	220,700	319,700	348,700	435,700
	2	202,200	223,100	321,500	350,200	437,000
	3	204,500	225,500	323,300	351,700	438,200
	4	206,700	227,900	325,000	353,200	439,500
	5	208,900	230,300	326,600	354,600	440,600
	6	211,200	232,700	328,500	356,000	441,700
	7	213,400	235,100	330,400	357,400	442,900
	8	215,600	237,500	332,300	358,800	444,100
	9	217,800	239,900	334,100	360,200	445,400
	10	220,000	241,500	336,100	361,500	446,600
	11	222,200	243,100	337,900	362,800	447,600
	12	224,400	244,700	339,700	364,100	448,700
	13	226,600	246,300	341,400	365,300	449,900
	14	228,700	247,800	343,100	366,600	450,700
	15	230,800	249,200	344,700	367,800	451,500
	16	232,900	250,600	346,300	369,000	452,400
	17	235,000	252,000	347,900	370,200	453,300
	18	236,800	253,200	349,200	371,400	453,800
	19	238,500	254,400	350,400	372,600	454,300
	20	240,200	255,600	351,600	373,700	454,800
	21	241,900	257,000	352,900	374,800	455,300
	22	243,200	258,200	354,300	376,000	
	23	244,500	259,500	355,700	377,200	
	24	245,800	260,800	357,000	378,300	
	25	247,000	262,100	358,300	379,400	
	26	248,100	264,000	359,700	380,600	
	27	249,200	265,800	361,100	381,800	
	28	250,300	267,600	362,400	382,900	
	29	251,500	269,300	363,700	384,000	
	30	252,800	271,500	365,100	385,200	
	31	254,000	273,700	366,400	386,400	
	32	255,200	275,900	367,700	387,500	
	33	256,300	278,100	369,000	388,600	
	34	257,500	280,300	370,200	389,800	
	35	258,700	282,500	371,400	391,000	
	36	259,900	284,600	372,600	392,200	
	37	261,100	286,600	373,800	393,400	
	38	262,300	288,500	375,000	394,700	
	39	263,500	290,400	376,200	395,900	
	40	264,700	292,200	377,400	397,100	

	41	265,900	294,000	378,500	398,300
	42	267,000	295,900	379,700	399,600
	43	268,100	297,700	380,900	400,600
	44	269,200	299,400	382,100	401,700
	45	270,200	301,100	383,200	402,900
	46	271,000	302,900	384,500	404,100
	47	271,800	304,600	385,800	405,300
	48	272,600	306,200	387,000	406,500
	49	273,300	307,800	387,900	407,600
	50	274,100	309,500	389,100	408,600
	51	274,800	311,300	390,100	409,900
	52	275,500	313,000	391,200	411,100
	53	276,300	314,300	392,000	412,300
	54	277,100	316,200	393,100	413,400
	55	277,900	318,000	394,100	414,500
	56	278,600	319,700	395,100	415,600
	57	279,300	321,400	396,200	416,600
	58	280,100	323,300	397,200	417,800
	59	280,900	325,000	398,300	419,000
	60	281,600	326,700	399,400	420,200
	61	282,200	328,400	400,400	420,800
	62	282,900	330,200	401,500	421,600
	63	283,600	332,000	402,600	422,300
	64	284,200	333,700	403,600	422,800
	65	284,900	335,400	404,500	423,100
	66	285,600	336,700	405,400	423,400
	67	286,300	338,000	406,400	423,800
	68	287,000	339,300	407,400	424,200
	69	287,700	340,800	408,200	424,500
	70	288,500	342,300	409,000	424,900
	71	289,200	343,800	409,700	425,200
	72	289,900	345,300	410,500	425,500
定年	73	290,400	346,700	411,200	425,800
前再	74	291,100	348,200	411,800	426,200
任用	75	291,800	349,700	412,500	426,500
短時	76	292,400	351,200	413,200	426,800
間勤	77	293,000	352,600	413,800	427,100
務職	78	293,700	354,100	414,500	427,400
員以	79	294,300	355,600	415,000	427,700
外の	80	294,900	357,100	415,600	427,900
職員	81	295,500	358,500	416,000	428,100
	82	296,100	359,800	416,400	
	83	296,700	361,100	416,700	
	84	297,300	362,300	417,000	
	85	297,800	363,500	417,200	
	86	298,300	364,700	417,500	
	87	298,800	365,900	417,800	
	88	299,300	367,000	418,000	

89	299,700	368,100	418,200
90	300,300	369,200	418,500
91	300,800	370,300	418,800
92	301,300	371,400	419,000
93	301,600	372,500	419,200
94	302,100	373,700	419,500
95	302,600	374,800	419,800
96	303,000	375,900	420,000
97	303,400	376,900	420,200
98	303,900	377,900	420,500
99	304,400	378,800	420,800
100	304,800	379,700	421,000
101	305,200	380,500	421,200
102	305,600	381,500	421,500
103	306,000	382,400	421,800
104	306,300	383,300	422,000
105	306,500	384,100	422,200
106	306,800	385,000	
107	307,100	385,900	
108	307,300	386,800	
109	307,500	387,600	
110	307,700	388,600	
111	308,000	389,500	
112	308,300	390,400	
113	308,500	391,000	
114	308,700	391,900	
115	308,900	392,800	
116	309,200	393,700	
117	309,500	394,500	
118	309,700	395,200	
119	310,000	396,000	
120	310,300	396,800	
121	310,500	397,400	
122	310,700	398,100	
123	310,900	398,800	
124	311,200	399,400	
125	311,500	400,000	
126		400,700	
127		401,200	
128		401,800	
129		402,400	
130		403,000	
131		403,500	
132		404,000	
133		404,300	
134		404,600	
135		404,900	
136		405,200	

	137		405,500			
	138		405,800			
	139		406,100			
	140		406,400			
	141		406,700			
	142		407,000			
	143		407,300			
	144		407,600			
	145		407,800			
	146		408,100			
	147		408,400			
	148		408,600			
	149		408,800			
	150		409,100			
	151		409,400			
	152		409,600			
	153		409,800			
	154		410,100			
	155		410,400			
	156		410,600			
	157		410,800			
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
		229,700	276,000	303,400	330,000	411,900

- 備考 1 この表は、小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する校長、教頭、教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

(熊本県市町村立学校職員のへき地手当等に関する条例の一部改正)

第4条 熊本県市町村立学校職員のへき地手当等に関する条例(昭和46年熊本県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項若しくは第2項、」を削る。

(熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年熊本県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第4項を削り、同条第5項中「、第3項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

第8条第1項中「第9条まで、」を「第8条まで及び」に改め、「及び第15条の6」を削り、同条第2項中「第3条、」を削り、「及び第5項」の次に「、第15条の6第2項」を加え、「、一般職給与条例第3条中「及び退職手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当及び退職手当」と」を削り、「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の95」に改め、「を含む。）」との次に「、一般職給与条例第15条の6第2項中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と」を加え、同条第3項中「から第9条まで」を「、第8条」に改める。

第9条第1項中「第10条まで」を「第9条まで」に、「第17条から」を「第17条の2から」に改め、同条第2項中「第4条、」を削り、「並びに第16条第2項」を「、第16条第2項並びに第17条第2項」に改め、「、県立学校職員給与条例第4条中「及び退職手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当及び退職手当」と」を削り、「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の95」と、県立学校職員給与条例第17条第2項(市町村立学校職員給与条例第16条の規定により県立学校職員の例によることとされる場合を含む。)中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」に改め、同条第3項中「から第10条まで」を「、第9条」に改める。

第10条第1項中「、第16条」を削り、同条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第11条第1項を削り、同条第2項中「、第6条の4並びに第15条」を「並びに第6条の4」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「第2条第3項、」及び「、企業職員給与条例第2条第3項中「及び退職手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当及び退職手当」と」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「、第9条並び

に第19条」を「並びに第9条」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「第2条第3項、」及び「、病院局職員給与条例第2条第3項中「及び退職手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当及び退職手当」と」を削り、同項を同条第4項とする。

(熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第6条 熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成15年熊本県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第9条まで」を「第8条まで」に改める。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第7条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年熊本県条例第31号)の一部を次のように改正する。

附則第12条第2項及び第7項中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改め、同条第8項中「から第9条まで、第9条の3、第9条の5、第11条の2並びに第11条の3」を「並びに第8条」に改め、「並びに第15条の規定による改正後の熊本県市町村立学校職員のへき地手当等に関する条例の規定」を削る。

附則第13条第1項中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改める。

附則第14条第8項中「から第10条まで、第10条の4、第14条の2並びに第14条の3」を「並びに第9条」に改める。

附則第15条第2項中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改め、同条第6項中「並びに第15条の規定による改正後の熊本県市町村立学校職員のへき地手当等に関する条例の規定」を削る。

附則第16条中「、第4条の4、第5条の2、第5条の3」を削り、「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改める。

附則第17条中「、第6条の4、第8条の2」を削る。

附則第18条及び附則第20条中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改める。

附則第22条中「、第8条第2項、第9条」を削る。

(熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第8条 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和32年熊本県条例第40号)の一部を次のように改正する。

第4条の4第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条及び第14条において同じ。)」を加える。

第4条の6第2項中「国家公務員、他の地方公共団体の公務員、沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち別に定める

ものに使用される者又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者であった者が、引き続き職員となり、これ」を「新たに給料表（規則で定める給料表をいう。）の適用を受ける職員となったこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）」を削る。

第14条第2項中「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）」を削る。

第16条中「、第4条の4、第5条の2、第5条の3」を削る。

（熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第9条 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年熊本県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「次項第1号及び第3号から第6号まで」を「次項第2号から第5号まで」に改め、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条の4第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条及び第17条において同じ。）」を加える。

第7条の2第2項中「国家公務員、他の地方公共団体の公務員、沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち管理規程で定めるものに使用される者又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者であった者が、引き続き職員となり、これ」を「新たに給料表（第3条に規定する給料表をいう。）の適用を受ける職員となったこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して管理規程で定める職員に限る。）」を削る。

第12条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「午前0時」を「午後10時」に、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第17条第2項中「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）」を削る。

第19条の3第1項中「、第6条の4、第8条の2」を削る。

（熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第10条 熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成20年熊本県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書中「次項第1号及び第3号から第6号まで」を「次項第2号から第5号まで」に改め、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第9条第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条及び第22条において同じ。）」を加える。

第11条第2項中「国家公務員、他の地方公共団体の公務員、沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち管理規程で定めるものに使用される者又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者であった者が、引き続き職員となり、これ」を「新たに給料表（第3条に規定する給料表をいう。）の適用を受ける職員となったこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して管理規程で定める職員に限る。）」を削る。

第17条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「午前0時」を「午後10時」に、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第22条第2項中「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）」を削る。

第28条第1項中「、第8条第2項、第9条」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（号給の切替え）

2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（以下「一般職給与条例」という。）別表第1から別表第4までの給料表、熊本県立学校職員の給与に関する条例（以下「県立学校職員給与条例」という。）別表第1の給料表又は熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例（以下「市町村立学校職員給与条例」という。）別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び人事委員会の定めるこれに準ずるものをした職員の号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の一般職

給与条例（以下「改正後の一般職給与条例」という。）第8条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては」と、同条第2項中「(5)

「(5) 重度心身障害者  
重度心身障害者」とあるのは (6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

- 5 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の県立学校職員給与条例（以下「改正後の県立学校職員給与条例」という。）第9条（市町村立学校職員給与条例第9条の規定により県立学校職員の例によることとされる場合を含む。）の規定の適用については、改正後の県立学校職員給与条例第9条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第4条第1項第1号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」

「(5) 重度心身障害者  
とあるのは (6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とむ。）」  
する」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

- 6 切替日から令和8年3月31日までの間における第9条の規定による改正後の熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「改正後の企業職員給与条例」という。）第6条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第4条第1項第1号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものに相当するものとして管理規程で定める

職員に対しては」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは 「(5) 重度  
(6) 配偶

心身障害者

者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）とする。

- 7 切替日から令和8年3月31日までの間における第10条の規定による改正後の熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「改正後の病院局職員給与条例」という。）第7条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第4条第1項第1号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものに相当するものとして管理規程で定める職員に対しては」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは
- 「(5)  
(6)

重度心身障害者

配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）とする。

（令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置）

- 8 切替日から令和10年3月31日までの間における地域手当の月額、改正後の一般職給与条例第9条の2第2項及び第3項並びに改正後の県立学校職員給与条例第10条の2第2項及び第3項（市町村立学校職員給与条例第9条の2の規定により県立学校職員の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、人事委員会規則で定める。
- 9 人事委員会は、前項前段の人事委員会規則を定めるに当たっては、当該人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分及び割合（以下この項において「級地区分等」という。）が令和10年4月1日以降に適用される新たな級地区分等への円滑な移行を図るためのものであることを踏まえ、級地区分等の変更に伴う職員の生活への影響及び当該変更に必要な原資を考慮しつつ、級地区分等の段階的な変更が行われるようにしなければならない。
- 10 切替日から令和10年3月31日までの間における一般職給与条例第9条の3の規定の適用については、同条中「には、前条」とあるのは「には、前条又は熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年熊本県条例第 号）附則第8項」と、「間、前条」とあるのは「間、前条又は同項」とする。
- （通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）
- 11 改正後の一般職給与条例第10条第5項及び第10条の2第3項、改正後の県立学校職員給与条例第11条第5項及び第11条の2第3項（市町村立学校職員給与条例第

10条及び第10条の2の規定により県立学校職員の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）、第8条の規定による改正後の熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第4条の6第2項、改正後の企業職員給与条例第7条の2第2項並びに改正後の病院局職員給与条例第11条第2項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

12 切替日以後に新たに熊本県職員等の定年等に関する条例（昭和59年熊本県条例第2号）第12条の規定により採用された職員及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（以下この項において「再任用職員」という。）に対して適用されることとなる一般職給与条例第11条の3、県立学校職員給与条例第14条の3、熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（以下「技能労務職員給与条例」という。）第5条の3又は熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「企業職員給与条例」という。）第8条の2第2項の規定は、切替日以後に一般職給与条例第11条の3第1項、県立学校職員給与条例第14条の3第1項、技能労務職員給与条例第5条の3第1項若しくは企業職員給与条例第8条の2第2項に規定する異動をした再任用職員又は切替日以後にこれらの規定に規定する公署若しくは県立学校の移転があった再任用職員について適用する。

（その他の経過措置の人事委員会規則への委任）

13 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会規則で定める。

附則別表 号給の切替表（附則第2項関係）

ア 行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給						
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6
40	36	32	32	28	24	4	7
41	37	33	33	29	25	4	7
42	38	34	34	30	26	5	
43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		

51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74	70			
83	79	75	75	71			
84	80	76	76	72			
85	81	77	77	73			
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90						
95	91						
96	92						
97	93						
98	94						
99	95						
100	96						
101	97						
102	98						
103	99						
104	100						
105	101						

106	102						
107	103						
108	104						
109	105						
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						

イ 公安職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給					
	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	

51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					

105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					
114	110					
115	111					
116	112					
117	113					
118	114					
119	115					
120	116					
121	117					
122	118					
123	119					
124	120					
125	121					

ウ 研究職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	2	1
19	11	3	1
20	12	4	1
21	13	5	2
22	14	6	2
23	15	7	2
24	16	8	2
25	17	9	3
26	18	10	3
27	19	11	3
28	20	12	3
29	21	13	4
30	22	14	4
31	23	15	4
32	24	16	4
33	25	17	5
34	26	18	5
35	27	19	5
36	28	20	5
37	29	21	6
38	30	22	6
39	31	23	6
40	32	24	6
41	33	25	7
42	34	26	7
43	35	27	7
44	36	28	7
45	37	29	8
46	38	30	8
47	39	31	8
48	40	32	8
49	41	33	8
50	42	34	9

51	43	35	9
52	44	36	9
53	45	37	9
54	46	38	9
55	47	39	9
56	48	40	10
57	49	41	10
58	50	42	10
59	51	43	10
60	52	44	10
61	53	45	10
62	54	46	10
63	55	47	11
64	56	48	11
65	57	49	11
66	58	50	11
67	59	51	11
68	60	52	11
69	61	53	11
70	62	54	12
71	63	55	12
72	64	56	12
73	65	57	12
74	66		
75	67		
76	68		
77	69		
78	70		
79	71		
80	72		
81	73		
82	74		
83	75		
84	76		
85	77		
86	78		
87	79		
88	80		
89	81		

エ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4

51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

オ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34

51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	
55	51	51	47	43	
56	52	52	48	44	
57	53	53	49	45	
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58		
67	63	63	59		
68	64	64	60		
69	65	65	61		
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82			
87	83	83			
88	84	84			
89	85	85			
90	86	86			
91	87	87			
92	88	88			
93	89	89			
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			

106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

カ 医療職給料表(3)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14
27	23	23	19	15
28	24	24	20	16
29	25	25	21	17
30	26	26	22	18
31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21
34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24
37	33	33	29	25
38	34	34	30	26
39	35	35	31	27
40	36	36	32	28
41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31
44	40	40	36	32
45	41	41	37	33
46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36
49	45	45	41	37
50	46	46	42	38

51	47	47	43	39
52	48	48	44	40
53	49	49	45	41
54	50	50	46	42
55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45
58	54	54	50	46
59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	54
67	63	63	59	55
68	64	64	60	56
69	65	65	61	57
70	66	66	62	
71	67	67	63	
72	68	68	64	
73	69	69	65	
74	70	70	66	
75	71	71	67	
76	72	72	68	
77	73	73	69	
78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82	78	
87	83	83	79	
88	84	84	80	
89	85	85	81	
90	86	86	82	
91	87	87	83	
92	88	88	84	
93	89	89	85	
94	90	90		
95	91	91		
96	92	92		
97	93	93		
98	94	94		
99	95	95		
100	96	96		
101	97	97		
102	98	98		
103	99	99		
104	100	100		
105	101	101		

106	102	102		
107	103	103		
108	104	104		
109	105	105		
110	106	106		
111	107	107		
112	108	108		
113	109	109		
114	110			
115	111			
116	112			
117	113			
118	114			
119	115			
120	116			
121	117			
122	118			
123	119			
124	120			
125	121			

キ 教育職給料表(2)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	特2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	2
19	7	3	3
20	8	4	4
21	9	5	5
22	10	6	6
23	11	7	7
24	12	8	8
25	13	9	9
26	14	10	10
27	15	11	11
28	16	12	12
29	17	13	13
30	18	14	14
31	19	15	15
32	20	16	16
33	21	17	17
34	22	18	18
35	23	19	19
36	24	20	20
37	25	21	21
38	26	22	
39	27	23	
40	28	24	
41	29	25	
42	30	26	
43	31	27	
44	32	28	
45	33	29	
46	34	30	
47	35	31	
48	36	32	
49	37	33	
50	38	34	

51	39	35	
52	40	36	
53	41	37	
54	42	38	
55	43	39	
56	44	40	
57	45	41	
58	46	42	
59	47	43	
60	48	44	
61	49	45	
62	50	46	
63	51	47	
64	52	48	
65	53	49	
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66		
79	67		
80	68		
81	69		
82	70		
83	71		
84	72		
85	73		
86	74		
87	75		
88	76		
89	77		
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		

106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

ク 教育職給料表（3）の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	特2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	
39	27	27	
40	28	28	
41	29	29	
42	30	30	
43	31	31	
44	32	32	
45	33	33	
46	34	34	
47	35	35	
48	36	36	
49	37	37	
50	38	38	

51	39	39	
52	40	40	
53	41	41	
54	42	42	
55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	
58	46	46	
59	47	47	
60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	
72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	
89	77	77	
90	78	78	
91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		

106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

(提案理由)

一般職の職員の給与の改定等を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容																		
第57号	熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨 人事委員会勧告等に基づく一般職の給与の改定を行う。</p> <p>2 改正する条例</p> <p>(1) 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例</p> <p>(2) 熊本県立学校職員の給与に関する条例</p> <p>(3) 熊本縣市町村立学校職員の給与に関する条例</p> <p>(4) 熊本縣市町村立学校職員のへき地手当等に関する条例</p> <p>(5) 熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例</p> <p>(6) 熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例</p> <p>(7) 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例</p> <p>(8) 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例</p> <p>(9) 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p>(10) 熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p>3 主な改正内容</p> <p>(1) 給料表の改定 国の俸給表の改定に準じて、給料表を改定</p> <p>(2) 昇給の取扱いの改定</p> <p>ア 良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を3号給とする対象職員の変更</p> <p>イ 勤務成績が特に良好又は極めて良好である場合に限り行う昇給の対象職員の追加</p> <p>(3) 諸手当の改定</p> <p>ア 初任給調整手当 獣医師に対する支給月額の限度及び支給期間を改定 支給月額の限度 46,800円 → 60,000円 支給期間 15年 → 20年</p> <p>イ 扶養手当 対象者と支給額について改定</p> <table border="1" data-bbox="598 1848 1449 2083"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>現行</th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">配偶者</td> <td>扶養親族 行政職給料表7級以下</td> <td>6,500円</td> <td>3,000円</td> <td rowspan="2">廃止</td> </tr> <tr> <td>行政職給料表8級</td> <td>3,500円</td> <td>廃止</td> </tr> <tr> <td colspan="2">子(1人当たり)</td> <td>10,500円</td> <td>11,500円</td> <td>13,000円</td> </tr> </tbody> </table>			現行	令和7年度	令和8年度以降	配偶者	扶養親族 行政職給料表7級以下	6,500円	3,000円	廃止	行政職給料表8級	3,500円	廃止	子(1人当たり)		10,500円	11,500円	13,000円
		現行	令和7年度	令和8年度以降																
配偶者	扶養親族 行政職給料表7級以下	6,500円	3,000円	廃止																
	行政職給料表8級	3,500円	廃止																	
子(1人当たり)		10,500円	11,500円	13,000円																

議案番号	条 例 名	内 容																																																
		<p>ウ 地域手当</p> <p>級地区分及び支給割合について改定</p> <table border="1" data-bbox="596 360 1214 741"> <thead> <tr> <th>級地区分</th> <th>支給割合</th> <th></th> <th>級地区分</th> <th>支給割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級地</td> <td>100分の20</td> <td rowspan="7" style="text-align: center;">→</td> <td>1 級地</td> <td>100分の20</td> </tr> <tr> <td>2 級地</td> <td>100分の16</td> <td>2 級地</td> <td>100分の16</td> </tr> <tr> <td>3 級地</td> <td>100分の15</td> <td>3 級地</td> <td>100分の12</td> </tr> <tr> <td>4 級地</td> <td>100分の12</td> <td>4 級地</td> <td>100分の8</td> </tr> <tr> <td>5 級地</td> <td>100分の10</td> <td>5 級地</td> <td>100分の4</td> </tr> <tr> <td>6 級地</td> <td>100分の6</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 級地</td> <td>100分の3</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 通勤手当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通勤手当の支給限度額を1か月当たり150,000円に改定</li> <li>・ 特別急行列車等の特例について、新たに給料表の適用を受ける職員となった者を対象に追加</li> </ul> <p>オ 単身赴任手当</p> <p>新たに給料表の適用を受ける職員となった者を対象に追加</p> <p>カ 管理職員特別勤務手当</p> <p>平日深夜に係る支給対象時間帯を拡大</p> <p>午前0時から午前5時まで → 午後10時から午前5時まで</p> <p>キ 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に支給する手当の拡大</p> <p>住居手当、特勤手当、特勤手当に準ずる手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当及び医師に対する地域手当を新たに支給</p> <p>ク 特定任期付職員に支給する特定任期付職員業績手当の廃止及び勤勉手当の支給</p> <table border="1" data-bbox="596 1523 1396 1736"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支給月数</th> <th></th> <th>区分</th> <th>支給月数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期末手当</td> <td>3.45月</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">→</td> <td>期末手当</td> <td>1.9月</td> </tr> <tr> <td>特定任期付職員業績手当</td> <td>1.0月</td> <td>勤勉手当</td> <td>1.75月</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 施行期日</p> <p>令和7年4月1日</p>	級地区分	支給割合		級地区分	支給割合	1 級地	100分の20	→	1 級地	100分の20	2 級地	100分の16	2 級地	100分の16	3 級地	100分の15	3 級地	100分の12	4 級地	100分の12	4 級地	100分の8	5 級地	100分の10	5 級地	100分の4	6 級地	100分の6			7 級地	100分の3			区分	支給月数		区分	支給月数	期末手当	3.45月	→	期末手当	1.9月	特定任期付職員業績手当	1.0月	勤勉手当	1.75月
級地区分	支給割合		級地区分	支給割合																																														
1 級地	100分の20	→	1 級地	100分の20																																														
2 級地	100分の16		2 級地	100分の16																																														
3 級地	100分の15		3 級地	100分の12																																														
4 級地	100分の12		4 級地	100分の8																																														
5 級地	100分の10		5 級地	100分の4																																														
6 級地	100分の6																																																	
7 級地	100分の3																																																	
区分	支給月数		区分	支給月数																																														
期末手当	3.45月	→	期末手当	1.9月																																														
特定任期付職員業績手当	1.0月		勤勉手当	1.75月																																														

第 58 号

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村 敬

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年熊本県条例第13号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第4項中「とあり、第2項」を「とあり、並びに第2項及び前項」に、「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、「とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育」」を削る。

第15条第1項中「定める者」の次に「(第15条の3第1項において「配偶者等」という。)」を加える。

第15条の2の次に次の2条を加える。

(介護についての申出があった場合における措置等)

第15条の3 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の利用に係る申告、請求又は申出に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

3 任命権者は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第15条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る申告、請求又は申出が円

滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年熊本県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第29条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の2第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による請求を行おうとする職員は、この条例の施行の日前においても、人事委員会規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

（提案理由）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

## 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第58号	熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨</p> <p>育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。</p> <p>2 改正する条例</p> <p>(1) 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例</p> <p>(2) 熊本県職員等の育児休業等に関する条例</p> <p>3 主な改正内容</p> <p>(1) 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例</p> <p>ア 育児を行う職員に対する時間外勤務の制限について、対象となる子を小学校就学の始期に達するまでの子に改める。</p> <p>イ 仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備に関する措置等について定める。</p> <p>ウ その他規程の整理を行う。</p> <p>(2) 熊本県職員等の育児休業等に関する条例</p> <p>所要の規定の整理を行う。</p> <p>4 施行期日</p> <p>令和7年4月1日から施行する。ただし、所要の経過措置は、公布の日から施行する。</p> <p>5 その他</p> <p>所要の経過措置を定める。</p>

第 59 号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村敬

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例  
熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年熊本県条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表第16号事務の欄(12)中「第51条第3項」を「第51条第4項」に改め、同欄(13)中「第51条第4項及び第5項」を「第51条第5項及び第6項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第62号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

農地法（昭和27年法律第229号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

## 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第 5 9 号	熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨 「食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律」における農地法の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。</p> <p>2 主な改正内容 農地法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行う。（別表第 1 6 号関係）</p> <p>3 施行期日 公布の日又は食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 6 2 号）の施行の日のいずれか遅い日</p>

第 60 号

熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例の制定について  
熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村 敬

熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例  
熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例（平成31年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第5号中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第60号	熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。</p> <p>2 主な改正内容 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う所要の整理を行う。（第2条の2関係）</p> <p>3 施行期日 令和7年4月1日</p>

第 61 号

熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について  
熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

熊本県住民基本台帳法施行条例（平成14年熊本県条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第2の4の項中「第29条第1項」を「第25条第1項」に改め、同表中8の項を削り、9の項を8の項とし、10の項から19の項までを1項ずつ繰り上げ、同表20の項中「、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収」を削り、同項を同表19の項とし、同表21の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の一部改正等に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

## 熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第 6 1 号	熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨</p> <p>住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）の一部改正等に伴い、関係規定を整理する必要がある。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>（1）本人確認情報を利用する県の事務から次に掲げる事務を削除する。（別表第 2 関係）</p> <p>ア 介護保険法による介護支援専門員の登録又は届出に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>イ 生活に困窮する外国人に対し、生活保護法に準じて行われる就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>ウ 療育手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>（2）その他規定の整理を行う。（別表第 2 関係）</p> <p>3 施行期日</p> <p>公布の日から施行する。</p>

## 第 62 号

熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村 敬

熊本県税条例の一部を改正する条例

熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第45条第1項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第100条の8第1項第1号ア中「当該身体障害者等」の次に「又は当該身体障害者等と生計を一にする者」を加え、同号イ中「の通学、通院、通所又は生業」を削り、「当該身体障害者等が」を「当該身体障害者等又は当該身体障害者等と生計を一にする者が」に改め、「（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は知的障害者若しくは精神障害者と生計を一にする者が取得した自動車を含む。）」を削り、同号ウ中「の通学、通院、通所又は生業」を削り、「当該身体障害者等が」を「当該身体障害者等又は当該身体障害者等を常時介護する者が」に改める。

第109条第1項第5号ア中「当該身体障害者等」の次に「又は当該身体障害者等と生計を一にする者」を加え、同号イ中「の通学、通院、通所又は生業」を削り、「が所有する者又は」を「又は」に改め、「（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は知的障害者若しくは精神障害者である場合に限る。）」を削り、同号ウ中「の通学、通院、通所又は生業」を削り、「当該身体障害者等が」を「当該身体障害者等又は当該身体障害者等を常時介護する者が」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の熊本県税条例（以下「新条例」という。）第100条の8第1項第1号の規定は、この条例の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 新条例第109条第1項第5号の規定は、令和7年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（提案理由）

障害者の社会参加を後押しするために自動車税の減免要件を拡大すること等に伴い、関

係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

## 熊本県税条例の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第62号	熊本県税条例の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨 障害者の社会参加を後押しするために自動車税の減免要件を拡大すること等に伴い、関係規定を整備する必要がある。</p> <p>2 主な改正内容            (1) 自動車税の減免の対象となる自動車に、身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等を常時介護する者が取得したもの又は所有するものを追加する。            (2) 身体障害者等の移動の用に供する自動車を当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等を常時介護する者が運転する場合において、自動車税の減免の対象となる自動車の使用目的を改める。            (3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う所要の規定の整理を行う。</p> <p>3 施行期日 令和7年4月1日</p>

第 63 号

熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例の制定について  
熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例  
熊本県税災害減免条例（昭和38年熊本県条例第12号）の一部を次のように改正する。  
附則第3項及び第4項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

平成28年熊本地震により甚大な被害を受けた者及び令和2年7月豪雨により甚大な被害を受けた者に対する不動産取得税の減免に係る代替不動産の取得期限を延長することに  
伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

## 熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第63号	熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨</p> <p>平成28年熊本地震により甚大な被害を受けた者及び令和2年7月豪雨により甚大な被害を受けた者に対する不動産取得税の減免に係る代替不動産の取得期限を延長することに伴い、関係規定を整備する必要がある。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 平成28年熊本地震により甚大な被害を受けた者に対する不動産取得税の減免に係る代替不動産の取得期限を2年間延長する。</p> <p>(2) 令和2年7月豪雨により甚大な被害を受けた者に対する不動産取得税の減免に係る代替不動産の取得期限を2年間延長する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>公布の日</p>

第 64 号

熊本県税条例及び熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例の制定について  
熊本県税条例及び熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県税条例及び熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例  
(熊本県税条例の一部改正)

第1条 熊本県税条例(昭和29年熊本県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第127条に次の1項を加える。

- 2 知事は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、これと異なる納期を定めることができる。

(熊本県税災害減免条例の一部改正)

第2条 熊本県税災害減免条例(昭和38年熊本県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(固定資産税の減免)

第7条 知事は、熊本県税条例(昭和29年熊本県条例第28号)第123条に規定する償却資産(以下「償却資産」という。)に係る固定資産税の納税義務者で、償却資産について災害により甚大な被害を受けた者に対しては、当該被害を受けた償却資産(以下「被害償却資産」という。)に係る当該被害を受けた日の属する年の1月1日を賦課期日とする年度に課すべき固定資産税について、被害償却資産の被害の程度に応じて、次の各号の区分に従い固定資産税額を軽減し、又は免除することができる。

- (1) 被害償却資産が復旧不能の場合は、固定資産税を免除する。
- (2) 被害額が被害償却資産の被災前の価格の10分の6以上である場合は、固定資産税の10分の8に相当する税額を軽減する。
- (3) 被害額が被害償却資産の被災前の価格の10分の4以上10分の6未満である場合は、固定資産税の10分の6に相当する税額を軽減する。
- (4) 被害額が被害償却資産の被災前の価格の10分の2以上10分の4未満である場合は、固定資産税の10分の4に相当する税額を軽減する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の熊本県税災害減免条例第7条の規定は、令和7年1月2

日以後に同条に規定する被害を受けた償却資産に対して課すべき令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(提案理由)

償却資産に係る固定資産税の賦課徴収に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県税条例及び熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第 6 4 号	熊本県税条例及び熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨 償却資産に係る固定資産税の賦課徴収に伴い、関係規定を整備する必要がある。</p> <p>2 主な改正内容            (1) 熊本県税条例の一部改正【第 1 条】            固定資産税の納期について、特別の事情がある場合に、別に納期を定めることができることとする。            (2) 熊本県税災害減免条例の一部改正【第 2 条】            固定資産税の減免規定を、新たに設ける。</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>

第 65 号

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例  
熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例（平成27年熊本県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第2条第2項中「第2条第14項」を「第2条第15項」に、「同条第12項」を「同条第13項」に改める。

別表第1の6の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

別表第2の9の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第1の6の項及び別表第2の9の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第 6 5 号	熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>（1）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正（条項の繰下げ）に伴う所要の規定の整理を行う。</p> <p>（2）生活保護法の一部改正（進学準備給付金の名称変更）に伴う所要の規定の整理を行う。</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和7年4月1日（（2）については公布の日）</p>

第 87 号

包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約について、次のように締結することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村 敬

- 1 契約の内容 地方自治法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約に基づく監査及び当該監査の結果に関する報告
- 2 契約の期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 3 契約の相手方 住所 熊本市中央区内坪井町9番50-1号  
氏名 庄田浩一  
資格 公認会計士

（提案理由）

包括外部監査契約の締結について、地方自治法第252条の36第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

## 包括外部監査契約の締結についての概要

議案番号	議案名	内 容
第87号	包括外部監査契約の締結について	<p>1 趣旨 包括外部監査契約（令和7年度分）の締結について、地方自治法第252条の36第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。</p> <p>2 契約の内容 地方自治法第252条の27第2項に規定する包括外部監査について、監査を受けるとともに、監査の結果に関する報告の提出を受けることを内容とする。</p> <p>3 契約の期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで</p> <p>4 契約の相手方 住所：熊本市中央区内坪井町9番50-1号 氏名：庄田浩一（しょうだこういち） 資格：公認会計士</p> <p>（選任の理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・包括外部監査契約で予定している監査は、いわゆる「財務監査」であるため、財務に関する専門知識を有する公認会計士が監査の実施に適した資格と認められる。</li> <li>・庄田氏は、令和5年度及び6年度に本県の包括外部監査補助者を務めており、また、令和2年度から4年度まで熊本市の包括外部監査人を務めていたことから、地方公共団体の財務管理及び行政経営に精通し、監査の実施に必要な識見を有していると認められる。</li> </ul>